建設業者のための
建設業法

令和５年７月　三重県県土整備部

目　　次

建設業者の皆様へ …… 1

建設業法上の用語のポイント …… 2

問 1　建設業法の目的とは …… 3

問 2　入札契約適正化法の目的とは …… 4

問 3　一般建設業と特定建設業の違いは …… 5

問 4　元請：特定建設業者の責務とは …… 6

問 5　工事現場に配置すべき技術者とは…… 7

問 6　監理技術者資格者証とは…… 10

問 7　技術者の専任が必要な工事とは…… 12

問 8　二以上の工事を同一の専任の技術者が兼任できる特例 …… 14

問 9　JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置……16

問 10　工事の丸投げ（一括下請負）とは…… 18

問 11　適正な手順による下請契約締結とは …… 20

問 12　請負契約書はなぜ必要か …… 22

問 13　請負契約書の形態 …… 23

問 14　著しく短い工期 …… 24

問 15　下請代金の適正な支払いとは …… 27

問 16　施工体制台帳とは…… 31

問 17　施工体系図とは…… 33

問 18　再下請負通知書とは…… 34

問 19　施工体制台帳の作成手順は…… 35

問 20　施工体制台帳の記載内容と添付書類は…… 37

問 21　施工体制台帳記載の下請負人の範囲は…… 38

問 22　帳簿及び営業に関する図書の保存とは…… 39

問 23　建設業法で定める標識の掲示とは …… 41

問 24　工事現場に掲示すべき許可票等とは …… 42

問 25　建設業法等に違反すると …… 43

資　料　施工体制台帳　等の記載例 …… 44

建設業許可の業種区分 ……53

監理技術者等となり得る資格……58

建設業者の皆様へ

建設業界には「値決め前の工事開始」「指し値」「口頭契約」「取引先の信用調査すらしない自己責任意識の欠如」「労災隠し」「安易な重層下請」など建設業界のレッドカードと呼ばれるものが多数あることを知り、仕事のやり方を見直しましょう。

そして、①工事内容に応じた許可をとること、②現場への技術者の適正な配置、③従業員研修の実施、④必要な届出を遅滞なくできるような社内システムをつくること、⑤新しいルール、技術などの情報を入手する術を持つこと、⑥業法遵守の社内規定をつくることなどを行ってください。

建設業界のレッドカードを知ろう!

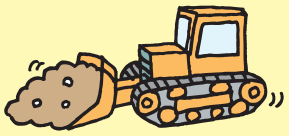

値決め前の工事開始

指　し　値

口頭契約

取引先の信用調査をしない

労　災　隠　し

安易な重層下請

仕事のやり方を見直そう!

業界の常識にしばられない

ドンブリ勘定は厳禁

自己責任の自覚を持つ

上下の業者の許可を確認

施工体系図で位置を把握

着工前書面契約を常とせよ

建設業の事業者として!

工事内容に応じた許可

現場へは技術者を配置

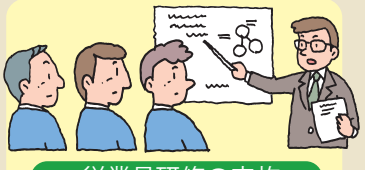

従業員研修の実施

必要な届出は遅滞なく

情報入手の術を持つ

業法遵守の規定を作れ

建設業法上の用語のポイント

1. 建設業とは、建設工事（29業種）の完成を請け負う営業をいいます。(P52～56参照)

29業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機機器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

2. 軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者については、建設業の許可を必要としていないため、建設業法上は、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150m^{2}に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

※材料が支給される場合は、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加算し判断します。

3. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通　　称	発注者（施主）	⇔	元請業者	⇔	一次下請	⇔	二次下請	⇔	三次下請
建設業法上	発　注　者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人
契　約　上	注文者	⇔	請負人 注文者	⇔	請負人 注文者	⇔	請負人 注文者	⇔	請負人

4. 建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事（29業種）の完成を目的として締結する契約をいいます。

保守点検のみの業務、維持管理、除草、草刈、伐採、除雪、融雪剤散布、測量、地質調査、樹木の剪定、庭木の管理、造林、採石、調査目的のボーリング、施肥等の造園管理業務、造船、機械器具製造・修理、建設機械の賃貸、宅地建物取引、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、コンサルタント、設計、リース、資材の販売、機械・資材の運搬（据付等を含まないもの）、保守・点検・管理業務等の委託業務、物品販売、清掃等は、建設工事の請負に該当しません。

*オペレータ付きのリース契約は、基本的には建設工事の請負契約と考えられています。

5. 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。

問1　建設業法の目的とは

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、①建設工事の適正な施工を確保し、②発注者を保護するとともに、③建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。
（建設業法第１条）

建設業法の体系

建設工事の請負契約の適正化

契約内容を明確化するため、書面による契約を明記するとともに、下請負人の経済的地位の向上を図るため、元請負人に対して、一定の義務を課しています。
（法第18条～第24条の8）

許可制度の実施

建設業法では、施工能力や資力信用のある者に限り建設業の営業を認める許可制度を採用しており、許可の要件・基準などを規定しています。
（法第3条～第17条の3）

建設工事の施工技術の確保

建設工事の現場に、主任技術者などの設置を義務付けるとともに、施工技術者の質の確保と向上を図るため、技術検定制度を設けています。
（法第25条の27～第27条の22）

公共の福祉の増進に寄与する

①建設工事の適正な施工の確保
②発注者の保護
③建設業の健全な発達の促進

経営事項審査制度

建設業者の経営状況、施工能力などを審査する制度について規定しています。経審の結果通知書は、公共工事発注機関に対し、工事入札参加資格者として申請する場合に必要です。
（法第27条の23～第27条の36）

建設業者に対する指導監督等

法令の規定の実効性を確保するため、行政処分等行政上の必要な措置を規定しています。
（法第28条～第32条）
法令に違反した場合の罰則を規定しています。
（法第45条～第55条）

建設工事紛争審査会

請負契約に関する紛争を的確、迅速に解決することを目的とした審査会について規定しています。
（法第25条～第25条の26）

問２　入札契約適正化法の目的とは

入札契約適正化法は、国、特殊法人及び地方公共団体等が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約締結等のための措置及び施工体制の適正化に関する措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的に定められたものです。（入札契約適正化法第1条）

目　的

○公共工事に対する国民の信頼確保
○公共工事を請け負う建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

①透明性の確保　②公正な競争の促進
③適正な施工の確保　④不正行為の排除の徹底
⑤ダンピング防止

全ての発注者に義務付ける事項

（1）毎年度の発注見通しの公表
・発注工事名・時期等を公表
（見通しが変更された場合にも公表）

（2）入札・契約に係る情報の公表
・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額　等

（3）施工体制の適正化
・丸投げの全面的禁止
・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
・発注者による現場の点検等

（4）不正行為に対する措置
・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知
・入札の際の内訳書の提出

職員に対する教育
建設業者に対する指導　等

各発注者が取り組むべきガイドライン

（1）「適正化指針」の閣議決定
・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

（2）主な内容
①第三者機関によるチェック
②苦情処理の方策
③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
④工事の施工状況の評価
⑤その他
・不良不適格業者の排除
・ダンピング対策の強化
・入札・契約のIT化の推進　等

発注者は、指針に従い、
入札・契約の適正化を推進

「適正化指針」のフォローアップ
・毎年度、取組み状況を把握し、公表
・特に必要のあるときは改善を要請

※入札契約適正化法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の略です。

問３　一般建設業と特定建設業の違いは

軽微な工事*1のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ4,５00万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。(法第3条、法第15条）*1:Ｐ2参照

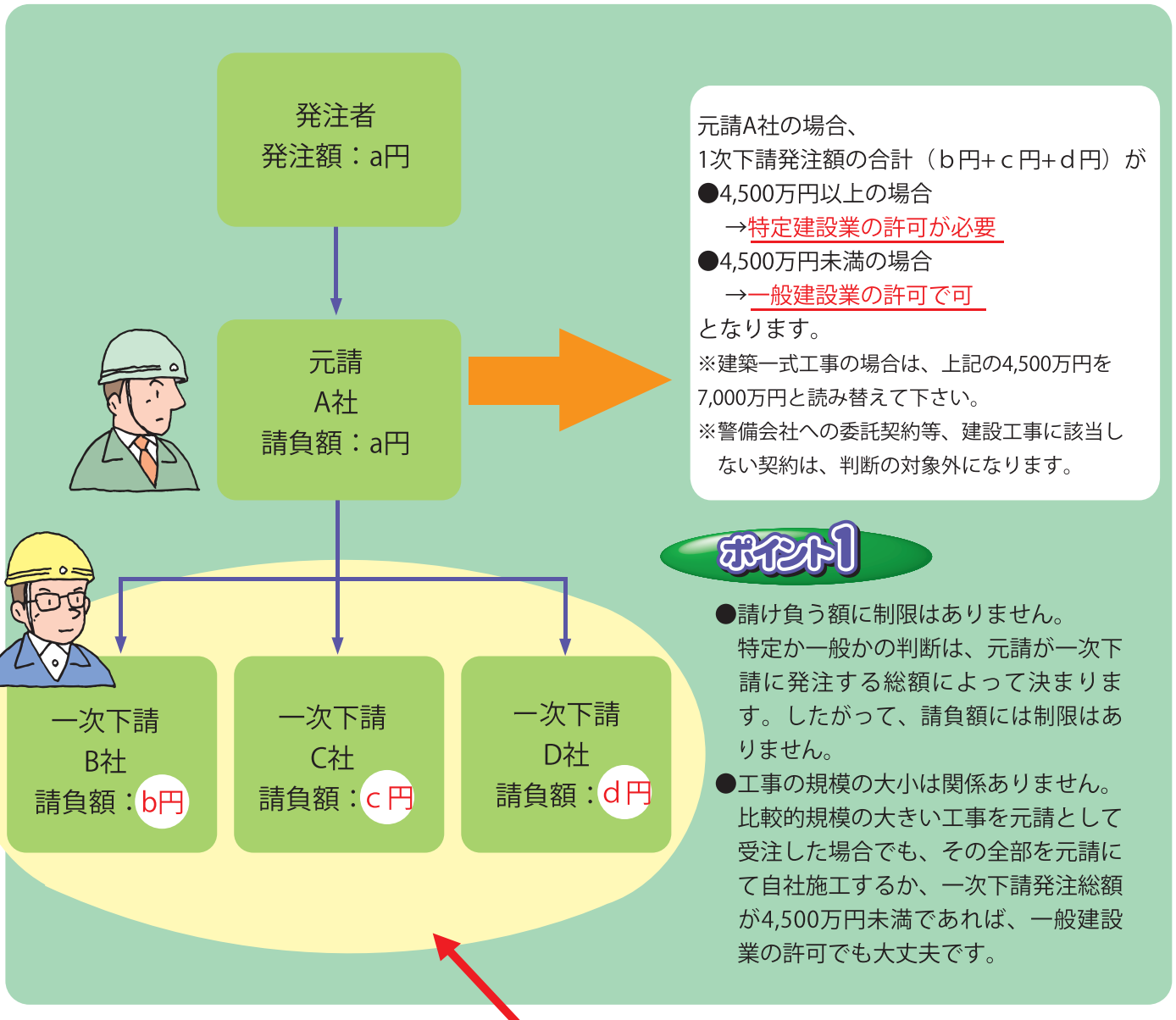

ポイント2

●「一次下請発注総額によっては特定建設業の許可が必要」とした要件は、元請業者に対してのみ求めているものです。
一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。
（一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。また、その発注額による特定、一般の条件もありません。）

問　4　元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの諸法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。なお、指導の対象となる下請業者とは、直接の下請業者だけでなく孫請けも含め、工事に携わった全ての下請業者となります。（法第24条の7）

元請：特定建設業者の責務とは

①現場での法令遵守指導の実施
（法第24条の7第1項）

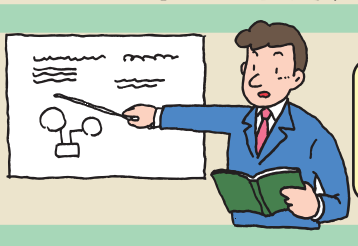

②下請業者の法令違反については是正指導（法第24条の7第2項）

③下請業者が是正しないときは許可行政庁へ通報（法第24条の7第3項）

指導すべき法令の規定（法第24条の7、令第7条の3）

法 律 名	内　　容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に留意すること。 （1）建設業の許可（第3条） （2）一括下請負の禁止（第22条） （3）下請代金の支払（第24条の3・6） （4）検査及び確認（第24条の4） （5）主任技術者及び監理技術者の設置等（第26条、第26条の2）
建築基準法	（1）違反建築の施工停止命令等（第9条第1項・第10項） （2）危害防止の技術基準等（第90条）
宅地造成等規制法	（1）設計者の資格等（第9条） （2）宅地造成工事の防災措置等（第14条第2項・第3項・第4項）
労働基準法	（1）強制労働等の禁止（第5条） （2）中間搾取の排除（第6条） （3）賃金の支払方法（第24条） （4）労働者の最低年齢（第56条） （5）年少者、女性の坑内労働の禁止（第63条、第64条の2） （6）安全衛生措置命令（第96条の2第2項、第96条の3第1項）
職業安定法	（1）労働者供給事業の禁止（第44条） （2）暴行等による職業紹介の禁止（第63条第1項、第65条8号）
労働安全衛生法	（1）危険・健康障害の防止（第98条第1項）
労働者派遣法	（1）建設労働者の派遣の禁止（第4条第1項）

問 5　工事現場に配置すべき技術者とは

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために建設業者が請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下、「監理技術者等」という。）を置いて工事の施工技術上の管理を行う必要があります。

①主任技術者

建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、元請け・下請け、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（法第26条第１項）※１

主任技術者

建設業の許可を受けている者

請負金額の大小に関係ない

元請負人、下請負人に関係なく

主任技術者を配置

②監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（法第26条第２項）※２

監理技術者

4,500万円（建築一式は7,000万円）以上の下請契約を締結した工事

請負金額に関係なく

発注者から直接請け負った元請負人のみ

主任技術者にかえて監理技術者を配置

※１　法律が改正され、令和２年10月1日より、「特定専門工事」において、主任技術者の配置が不要となる下請負人は除かれます。（法第26条の3　令第30条　P11参照）

※２　施行令が改正され、令和5年1月1日より下請負金額の合計が「4,000万円」から「4,500万円」「6,000万円」から「7,000万円」に変更となりました。

現場技術者の配置

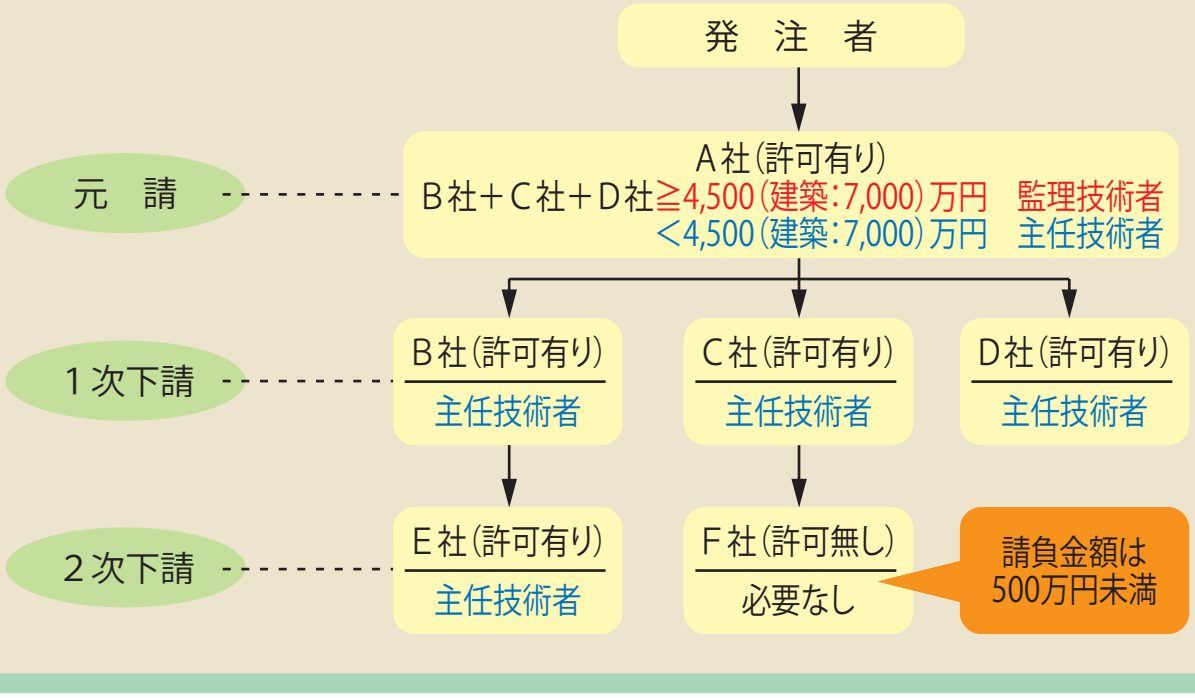

③主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければなりません。（監理技術者制度運用マニュアル2-2(3)参照）

（当初請負工事）
請負代金6,200万円
下請負代金の総額4,200万円
主任技術者

変更

（変更請負工事）
請負代金9,500万円
下請負代金の総額7,500万円
監理技術者

④監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工事途中の交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代条件としては、

①技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
③工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合

が考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきです。

なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。（監理技術者制度運用マニュアル2-2(4)参照）

雇用関係は

監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。

①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣など）
②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用）

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に３ケ月以上の雇用関係にあることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル2-4参照）

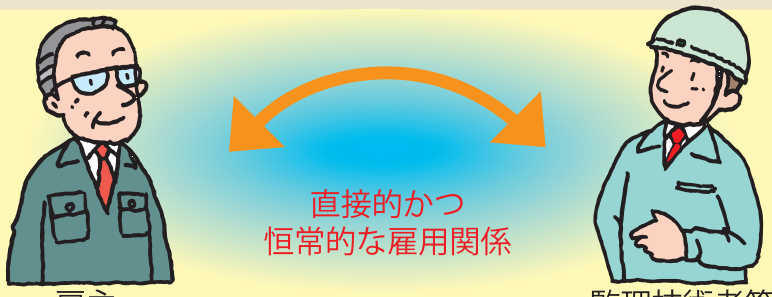

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

技術者の資格一覧表(R5.1.1以降)

		指定建設業（７業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左以外の２２業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可を受けている業種							
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計		4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は契約できない	4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,000万円*3以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事の時に必要	必要ない		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事の時に必要	必要ない	

*1：建築一式工事の場合7,000万円
*2：①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は、②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、ガス施設、学校、図書館、美術館、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、公衆浴場、教会、工場等の建設工事（個人住宅・長屋を除くほとんどの施設が対象）
*3：建築一式工事の場合8,000万円

問 6　監理技術者資格者証とは

元請業者が当該工事現場に専任で配置する技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ「監理技術者講習」を受けている者の中から選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して５年※を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

※令和３年１月１日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の１月１日となり、同日から５年後の12月31日が監理技術者講習の有効期限となります。

資格者証が必要となる工事（下表 □ ）

建設業の許可区分	技術者の専任性	下請契約金額の総額	技術者の配置	工事の発注者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）	4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）	監理技術者	発注者の限定無し(個人住宅・長屋住宅を除くほとんどの工事	必　要
		4,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）	主任技術者	問わない	不　要

国・地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事に選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

監理技術者資格者証の交付等

「監理技術者資格者証」は、監理技術者の資格要件を有する技術者が（一財）建設業技術者センターの各支部等に申請することにより交付される。

（表面）

（裏面）

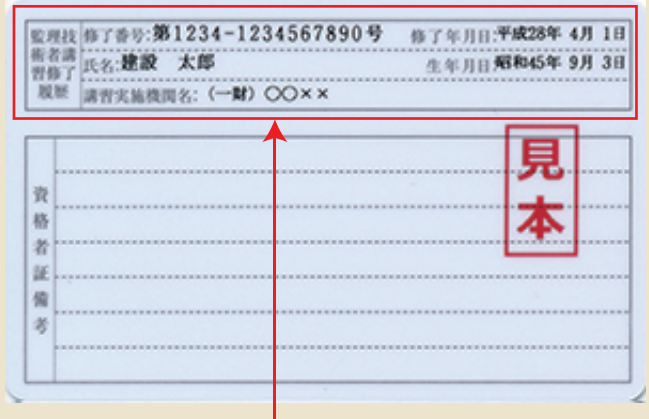

平成２８年６月１日より、監理技術者資格者証と講習修了証が統合され、監理技術者資格者証の裏面に講習履歴を貼り付けることになりました。

特定専門工事における主任技術者の配置義務の見直し

特定専門工事とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事をいいます。

特定専門工事においては、元請負人が置く主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請負人の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請負人と当該下請負人が書面により合意した場合は、当該下請負人は当該下請負人は主任技術者の配置を要しません。

この主任技術者の配置が不要となる特定専門工事は、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請負人が当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額（下請契約が２以上あるときは合計額）が4,000万円未満のものが対象となります。（法第26条の3　令第30条）

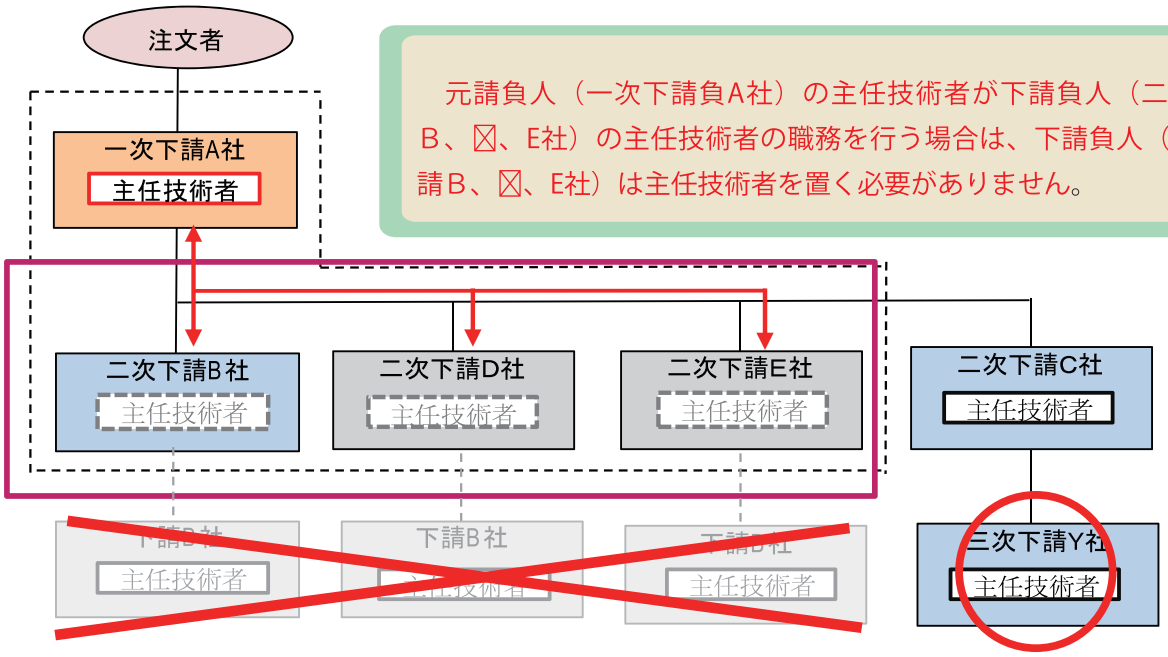

元請負人（一次下請負A社）の主任技術者が下請負人（二次下請B、☒、E社）の主任技術者の職務を行う場合は、下請負人（二次下請B、☒、E社）は主任技術者を置く必要がありません。

※主任技術者を置かない下請負人（二次下請Ｂ、Ｄ、Ｅ）の再下請は禁止！！

合意形成＜対等な立場で＞

●元請負人（一次下請A社）の主任技術者は、次の条件を満たす必要があります。
- 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有すること。
- 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

●元請負人（一次下請A社）と下請負人（二次下請Ｂ、Ｄ，Ｅ社）は、以下の事項を記載した書面において合意する必要があります。
- 当該特定専門工事の内容
- 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは合計額）
- 発注者から直接請負った元請負人である場合は、下請契約の請負代金の額
- 元請負人が置く主任技術者の氏名及び資格

  なお、この合意の書面には、時宜の書面を添付しなければなりません。
- 元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有することを証する書面。
- 元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面。

  また、元請負人（一次下請A社）は、あらかじめ、注文者の書面にる承諾を得なければなりません。

問７　技術者の専任が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事では、工事一件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに技術者を専任で置かなければなりません。なお、技術者の専任は下請工事であっても必要です。

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは

①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
②鉄道、道路、河川、飛行場、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の建設工事
③学校、百貨店、ホテル等のように多数の人が利用する施設の建設工事

をいい、個人住宅・長屋を除いてほとんどの工事が対象となります。

◆専任が必要な工事（R5.1.1以降）◆

請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の
個人住宅・長屋を除くほとんどの工事　※いわゆる民間工事も含まれます。

＊施行令が改正され、令和5年1月1日より、請負金額が「3,500万円」から「4,000万円」、「7,000万円」から「8,000万円」に変更となりました

「工事現場ごとに専任」とは　（法第26条第3項）

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、元請・下請に関わりなく、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいい、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。

（監理技術者制度運用マニュアル３参照）

◆営業所における専任の技術者との兼任不可
◆他の工事現場との兼任不可

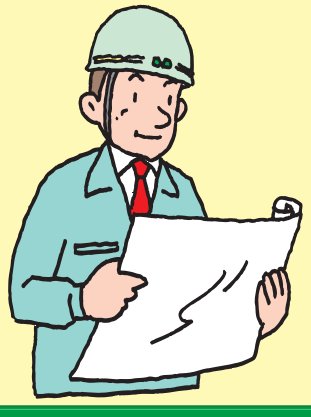

技術者の専任

（注意）

「営業所における専任の技術者」は、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう！！

「営業所における専任の技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤（テレワーク含む）していることが原則です。例外的に、技術者の専任が求められない工事であって、①当該営業所で契約した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に施工できる程度に近接した工事現場で③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には兼務することができます。（全ての条件を満たす必要があります。）

(監理技術者制度運用マニュアル2-2(5)参照)

専任で設置すべき期間とは

元請については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が設計図書等の書面により明確になっていることが必要です。下請については、当該下請工事（再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。

(監理技術者制度運用マニュアル3(2)参照)

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間

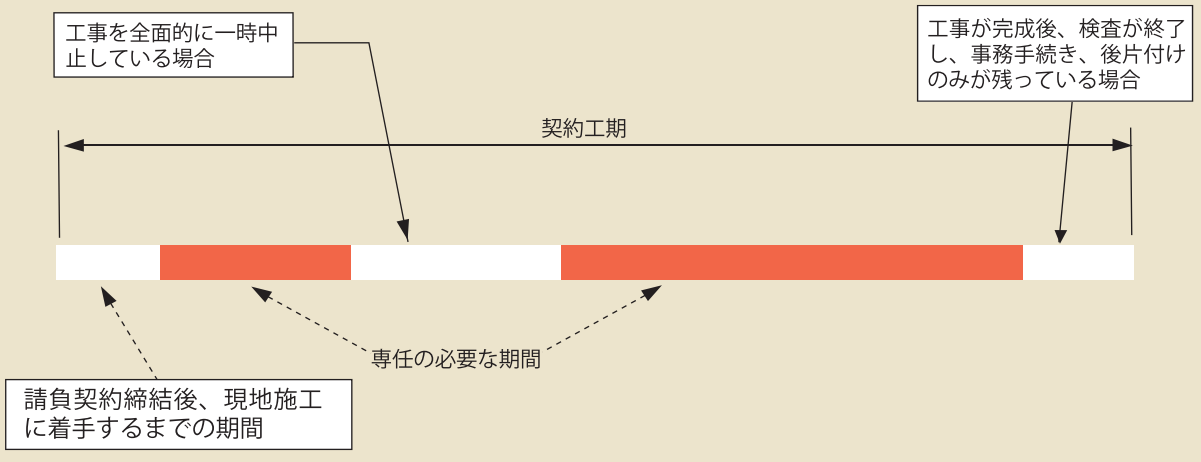

「工場製作を含む場合」の専任期間

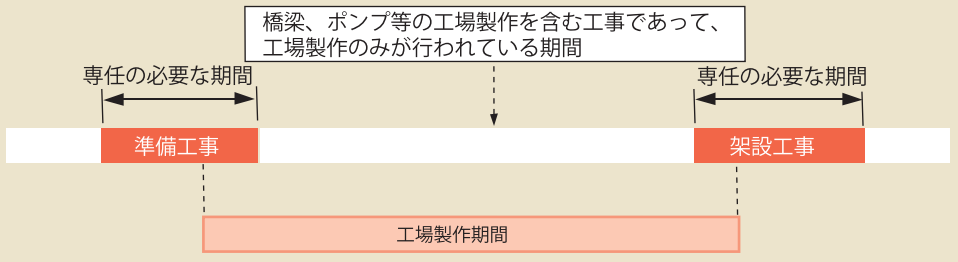

＊工場製作を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があります。

＊当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。

下請工事であっても主任技術者の専任が必要

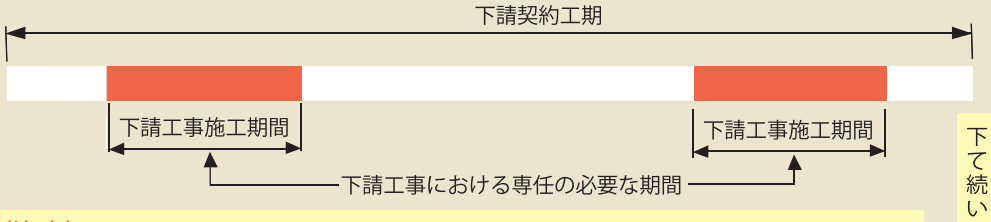

下請工事においては、施工が断続的に行われている事が多いことを考慮し、専任の必要な期間は下請工事が実際に施工されている期間となります。

（注意）

工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない！

＊専任を要しない期間であっても、監理技術者等の配置は必要です。

問 8　二以上の工事を同一の専任の技術者が兼任できる特例

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（令第27条第2項）

※注　この規定は専任の監理技術者には適用されません。

令第27条第2項の規定が適用される場合

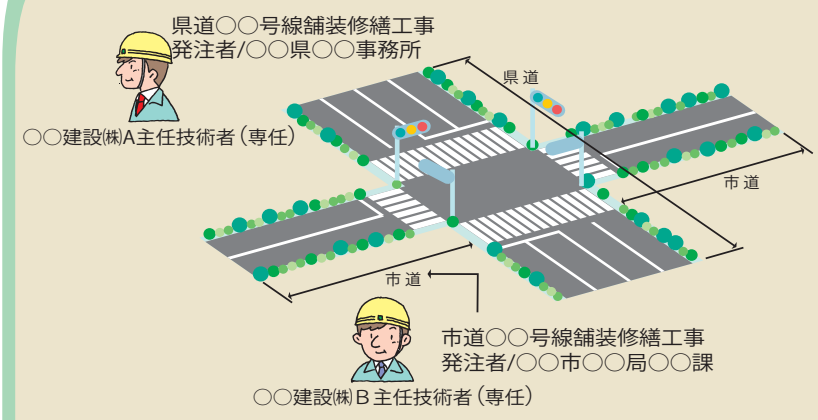

当面の取扱い

（1）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第２７条第２項が適用される場合に該当する。相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。

（2）一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件程度とする。

（3）この適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断する。

（監理技術者制度運用マニュアル3(2)参照）

複数の工事を同一とみなし同一の技術者が管理できる場合

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

（監理技術者制度運用マニュアル3(2)参照）

監理技術者の職務を補佐する者を置く場合

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者という」）。特例監理技術者が兼務できるのは２現場までです。

また、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

・１級の技術検定の第１次検定に合格した者（１級施工管理技士補）（令和３年４月１日施行）

・監理技術者の資格を有する者。　　（法第 26 条　令第 28 条）

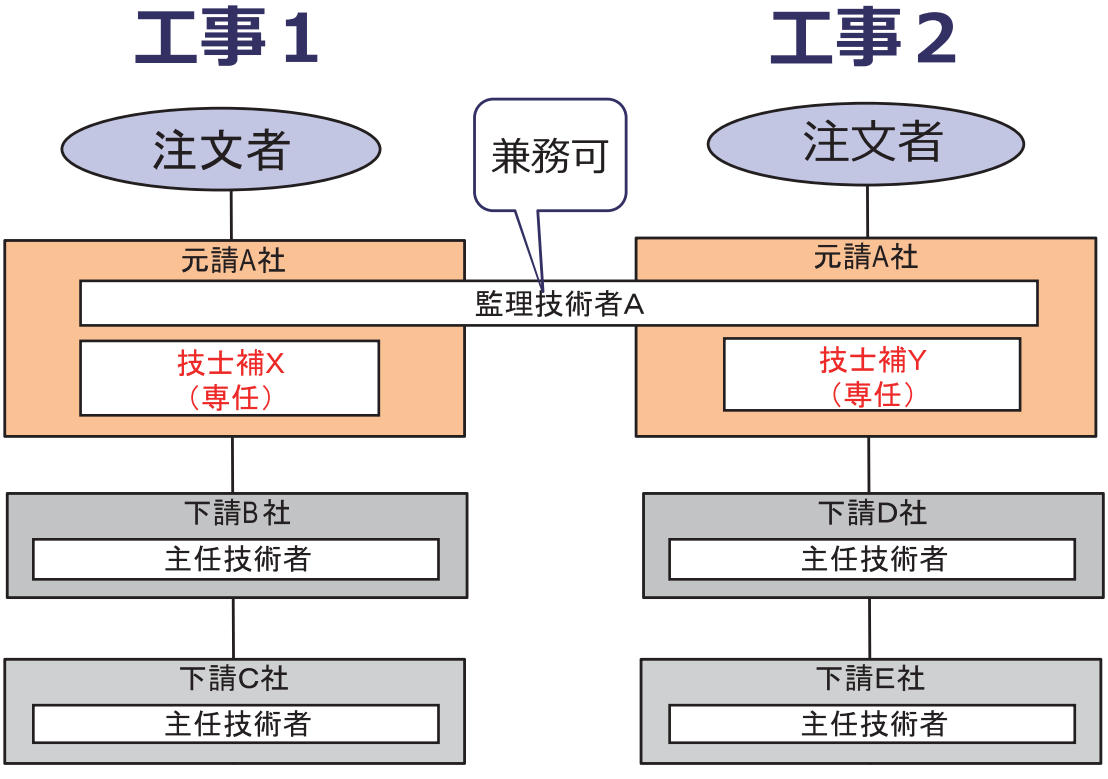

●特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請契約としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル３（１））

●監理技術者補佐を置いた場合でも、特例監理技術者は、その職務が適正に実施される責務を有しています。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。（監理技術者制度運用マニュアル２（３））

●監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代に該当しませんが、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し、理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル２（２）ー（４）

フレックス工期の監理技術者等の設置

フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において６ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しません。（監理技術者制度運用マニュアル３（２）参照

問 9　JV（建設工事共同企業体）工事における技術者の配置

共同企業体の形態

特定共同企業体	経常共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定ＪＶの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経常ＪＶとして結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される。

共同企業体の施工方式

甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

共同企業体における技術者の配置

[甲型ＪＶで下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）未満の場合]

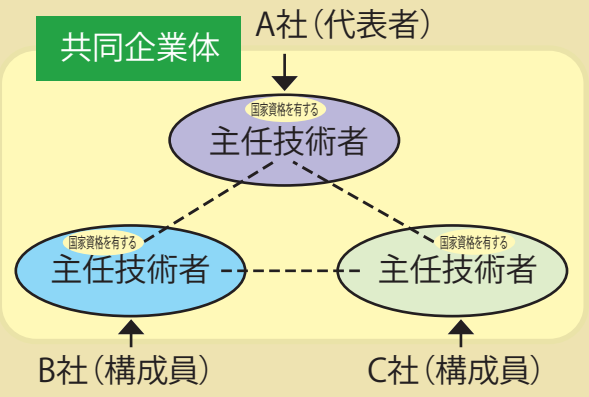

①すべての構成員が主任技術者を配置。
　注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が4,000万円(建築一式：8,000万円)以上の場合は、主任技術者の全員が、当該工事に専任。

[甲型ＪＶで下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合]

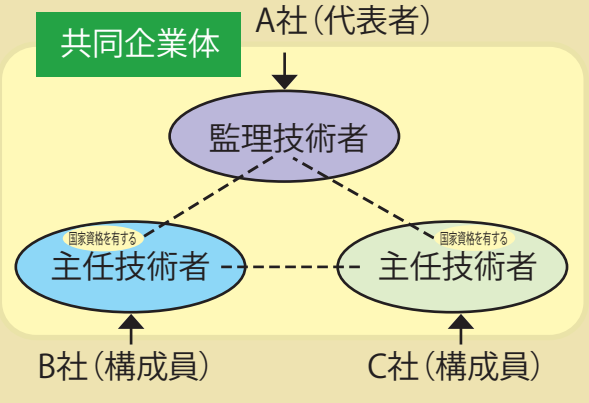

①構成員のうち1社（通常は代表者）が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。
　注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任。

[乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）未満の場合]

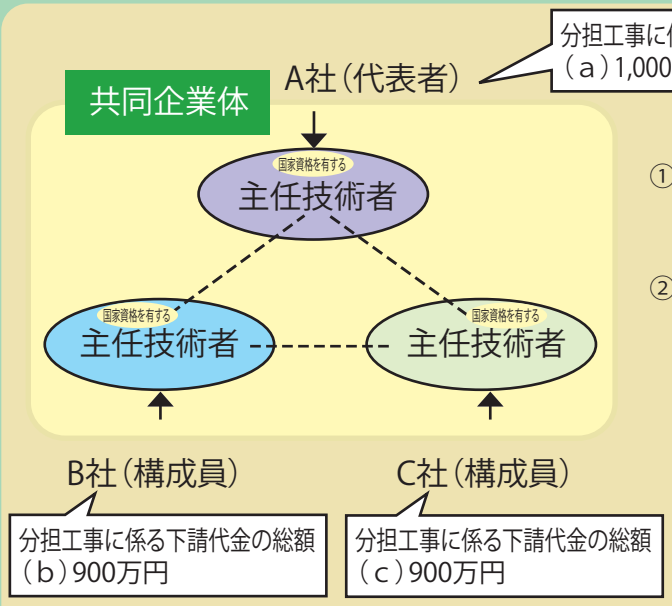

①すべての構成員が主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②分担工事に係る請負代金の額が4,000万円(建築一式：8,000万円)以上の場合は、設置された主任技術者は専任しなければなりません。

[乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合]

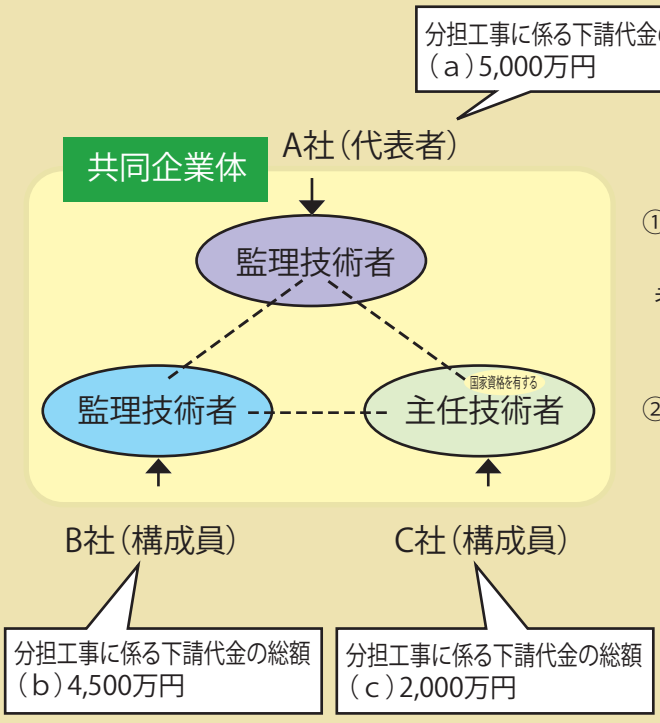

土木一式工事の場合

①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上となった者は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②分担工事に係る請負代金の額が4,000万円（建築一式：8,000万円）以上の場合は設置された監理技術者等は専任しなければなりません。

共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定共同企業体	経常共同企業体
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

問 10　工事の丸投げ（一括下請負）とは

一括下請負とは、①請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合、②請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合であって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している（元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている）と認められないものを指します。

一括下請負の禁止に違反した建設業者は、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、監督処分（営業停止）の対象になります。

一括下請負は、一次下請以下の下請工事についても禁止されており、当該下請工事の注文者（元請）だけでなく、請負人（下請）も監督処分の対象となります。

建設業法第22条（一括下請負の禁止）

○建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません（第1項）

※建設業者とは建設業の許可を受けている業者をいいます。

○建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはいけません。（第2項）

※建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

○前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの(共同住宅の新築する建設工事)以外の建設工事である場合において、当該工事の元請負人が予め発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません。（第3項）

入札契約適正化法第14条（一括下請負の禁止）

○公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。(法第22条第3項の規定は、適用しません)

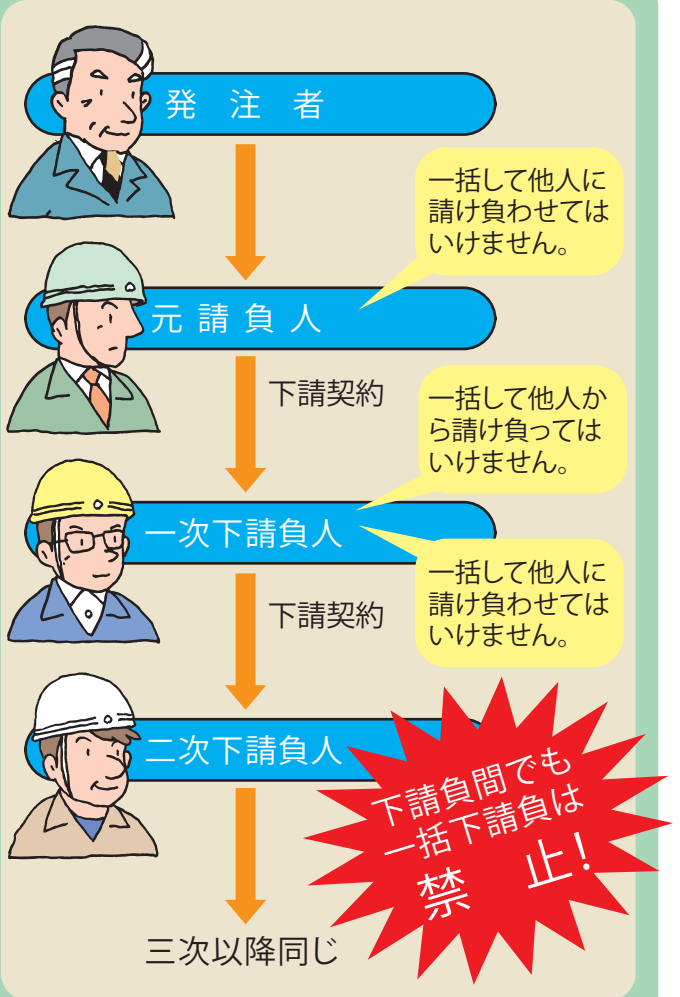

建設業法が一括下請負を禁止している理由

◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「実質的に関与」とは、元請人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、元請・下請それぞれが果たすべき役割は具体的には以下のとおりです。

（平成28年10月14日付国土建第276号「一括下請の禁止について」）

①元請が果たすべき役割		②下請（①以外の者）が果たすべき役割	
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗管理 ○下請負人間の工程調整	工程管理	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	安全管理	○協議会組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導*
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明	その他	○元請負人との協議* ○下請負人からの協議事項への判断･対応* ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整
→ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる。		→ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる。 （注）＊は、下請が自ら受けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項	

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外することとしています。

問 11　適正な手順による下請契約締結とは

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。（法第18条）

下請契約締結に至るまでのフロー図

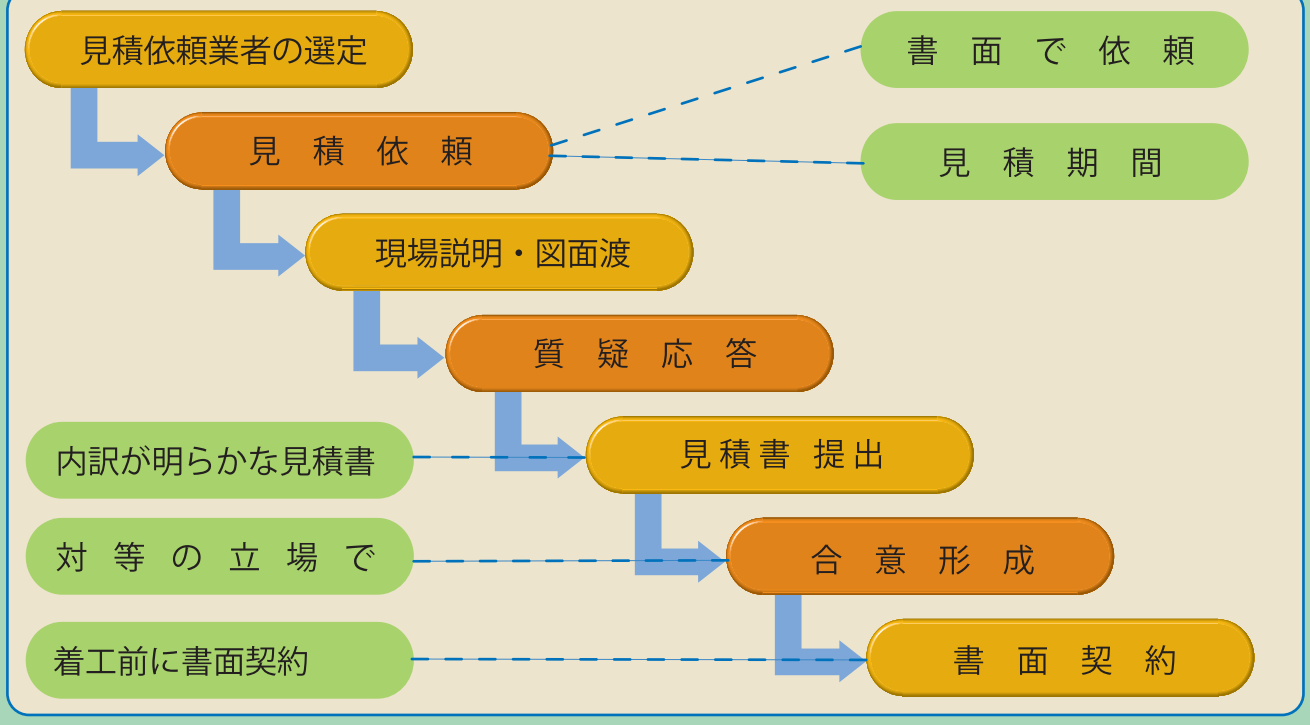

見積依頼＜書面で依頼＞

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目（P22参照）のうち、②の請負代金の額を除く14項目について、できる限り具体的な内容を書面で提示し依頼しましょう。（法第20条第3項）

重要15項目（P22参照）のうち、①工事の内容については、最低限、次の８つの事項を明示しましょう。

1　工事名称
2　施工場所
3　設計図書〈数量等を含む〉
4　下請工事の責任施行範囲
5　下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
6　見積条件及び他工種との関係部位
7　施工環境、施工制約に関する事項
8　材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

（建設業法令遵守ガイドライン）

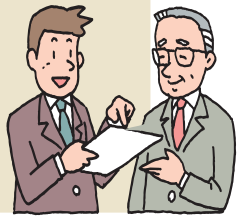

＜下請負人に対する情報提供＞

①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染、その他の地中の状態に起因する事項
②騒音、振動、その他の周辺の環境に配慮が必要な事項
が発生するおそれがあると認められるときは、元請負人は、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、必要な情報を提供しなければいけません。
（法第20条の2、施工規則第13条の11）

＜見積期間＞

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。（法第20条第3項）

下請契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。（令第6条）

工事1件の予定価格	見積期間（やむを得ない事情があるとき）
①500万円に満たない工事	1日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	10日以上（５日～９日）
③5000万円以上の工事	15日以上（10日～14日）

注）予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

現場説明・図面渡

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面、仕様書の提示・確認

＋

質疑応答

- ◆質問内容の明確化・迅速な回答
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- ◆見積条件内容の確定

見積書提出＜内訳が明らかな見積書＞（法第20条第1項）

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」並びに「工事の行程」ごとの「作業及びその準備に必要な日数」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種別	本館、別館のような「目的物の別」及び切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、法定福利費等の別

合意形成＜対等な立場で＞

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません（法第18条）。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用して、①その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額とする請負契約を締結したり（法第19条の3）、②請負契約締結後にその注文した建設工事に使用する資材若しくは、機械器具又は、これらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させてその利益を害したり（法第19条の4）、③その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく期間を工期とする請負契約を締結してはいけません（法第19条の5）＊「著しく短い工期」Ｐ24参照

ワンポイントアドバイス

下請業者との見積合わせ時には、貴社が行った査定の詳細をきちんと説明しましょう！！

建設工事の請負代金については「半値八掛け」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちりと説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反し、独占禁止法の不公正な取引方法にも抵触するおそれがあります。（法第19条の3）

問 12　請負契約書はなぜ必要か

請負契約は、一般法である民法では、口約束だけでも効力を生じますが、特別法である建設業法では、請負代金や施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐため、契約の内容を書面により明確にしておくことを義務付けています。

建設業法では下請契約の締結に当たり、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付することを義務付けています。また、建設業法により、契約書には以下の15項目が必ず記載されていなければなりません。（法第19条）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

①工事内容

②請負代金の額

③工事着手の時期及び工事完成の時期

④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤前払金又は出来高払の時期及び方法

⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨工事の施工により第３者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期

⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬工事の目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑮契約に関する紛争の解決方法

※　建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の４項目を書面で記載しなければなりません。
①分別解体の方法　②解体工事に要する費用
③再資源化するための施設の名称及び所在地　④再資源化等に要する費用

問 13　請負契約書の形態

請負契約は、以下の①～③のいずれかの方法により作成しなければなりません。

公共工事・民間工事　とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

1. 契　約　書
2. 注文書・請書 ＋ 基本契約書
3. 注文書・請書 ＋ 基本契約約款

（注）契約書記載事項の15項目は必ず記載

① 工事毎の個別契約による場合（上記① の場合）

個別契約書には、前頁の15項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。

② 当事者間で基本契約書を締結した上で、個別の取引については注文書及び請書の交換による場合（上記②の場合）

1 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前頁の15項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
2 注文書及び請書には、前頁の①～④（法第19条第1項第1号から第4号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
3 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
4 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

③ 注文書及び請書の交換のみによる場合（上記③の場合）

1 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
2 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前頁の15項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載してください。
3 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
4 注文書及び請書の個別的記載欄には、前頁の①～④（法第19条第1項第1号から第4号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
5 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
6 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

問 14　著しく短い工期とは

建設工事の注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは禁止されています。（法第19条の5）この規定の要旨は、建設業就労者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するものです。

◆中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成

実施を勧告

注文者

◆通常必要と認められる期間にお比して著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（法第19条の5）

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染、その他の地中の状態に起因する事象

②騒音、振動、その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積もり（法第20条第1項）

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書に明記

通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和２年７月２０日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

建設工事の工期に関する基準（概要）

● 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
（ｉ）多様な関係者の関与　（ⅱ）一品受注生産　（ⅲ）工期とコストの密接な関係
（３）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
（ｉ）公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方　（ⅱ）公共工事における考え方　（ⅲ）下請契約
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）工期設定における受発注者の責務

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）自然要因
降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限　等
（２）休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休２日（４週８休）を確保
（３）イベント
年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間　等
（４）制約条件
鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約　等
（５）契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注　等
（６）関係者との調整
工事の前に実施する計画の説明会　等
（７）行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間　等
（８）労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定　等
（９）工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
（１０）その他
施工時期や施工時間、施工法等の制限　等

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）準備
（ｉ）資機材調達・人材確保
（ⅱ）資機材の管理や周辺設備
（ⅲ）その他

（２）施工
（ｉ）基礎工事　（ⅱ）土工事　（ⅲ）躯体工事
（ⅳ）シールド工事　（ⅴ）設備工事
（ⅵ）機器製作期間・搬入時期　（ⅶ）仕上工事
（ⅷ）前面及び周辺道路状況の影響　（ⅸ）その他

（３）後片付け
（ｉ）完了検査　（ⅱ）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
（ⅲ）原型復旧条件

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産分野
（２）鉄道分野
（３）電力分野
（４）ガス分野

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理　※詳細は別紙に整理

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
（２）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
（３）基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

著しく短い工期の判断材料

○見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件　○下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容
○締結された請負契約の内容　○当該工期を前提として請負契約を締結した事情
○下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方　○当該工期に関する元請負人の考え方
○過去の同種類似工事の実績　○　賃金台帳　等

著しく短い工期の判断の視点

① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

短い工期と長時間労働の関係

通常の工期と比して工期が短ければ短いほど、時間外労働時間が長くなるといった相関関係があります。また、令和６年４月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反となります。

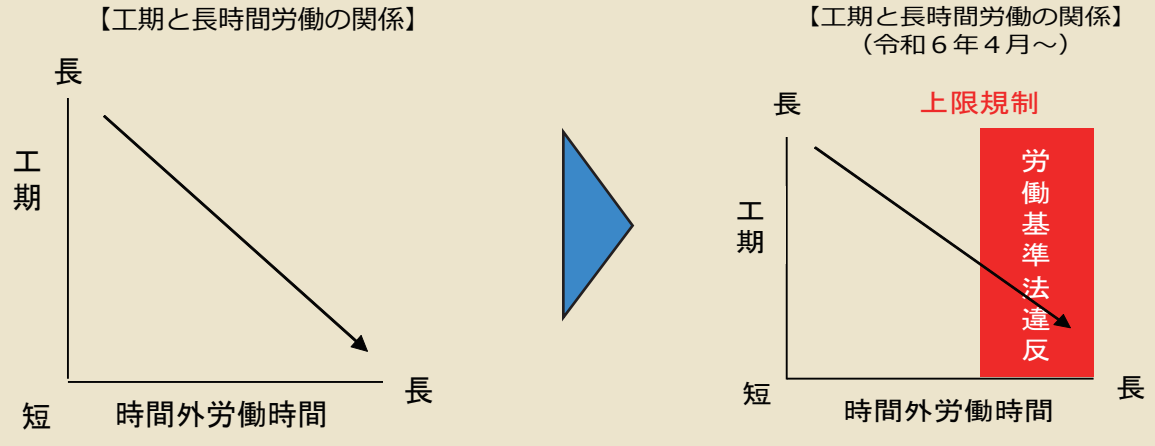

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月～）

令和６年４月１日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。

工期の変更が必要となる場合にも適用

○「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用されます。
○工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第１７条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要です。

著しく短い工期に違反した場合の措置

国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができます。（法第19条の6）

なお、建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第４１条を根拠とする勧告や第２８条を根拠とする指示処分を行います。（通常と同様）

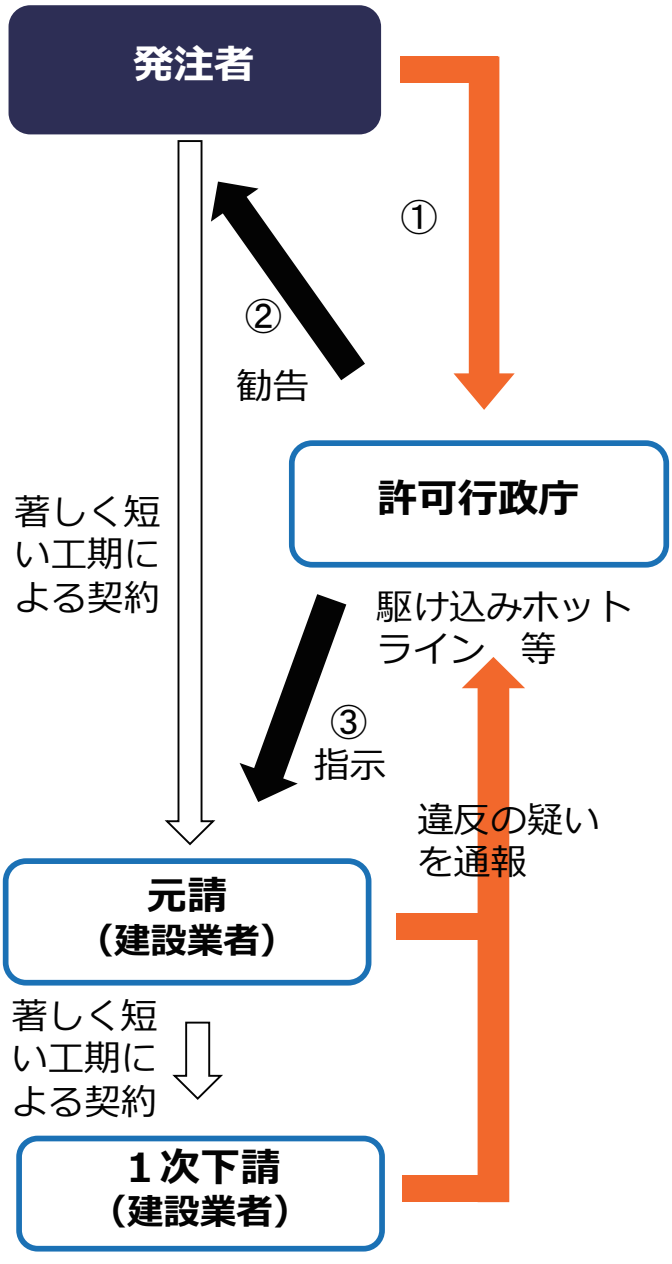

①〈公共工事の場合〉〈入契法〉

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

〈入契法〉

第十一条　各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一　（略）

二　第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

〈建設業法〉

第十九条の六　（略）

2　建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第４１条を根拠とする勧告や第２８条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第３１条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

問 15　下請代金の適正な支払いとは

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。そこで建設業法は、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

ポイント1

注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ケ月以内に支払わなければなり

＜上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら＞

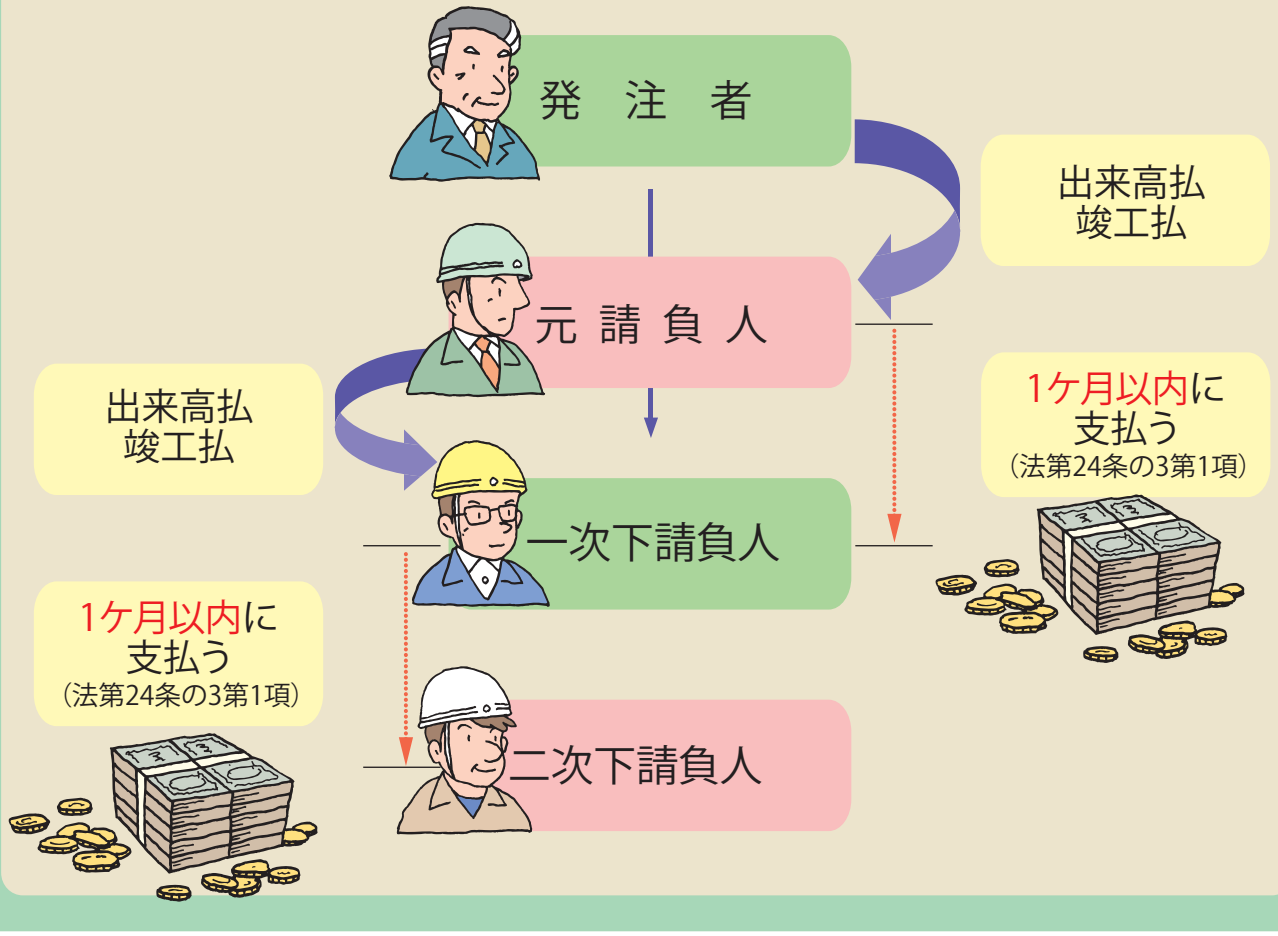

下請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。1ケ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払い行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですが、**1ケ月以内**であればいつでもよいというのではなく、**出来る限り短い期間内に支払われなければなりません**。

ポイント2

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。（法第24条の3第2号）

特定建設業者である元請負人が、手形期間が１２０日を超える手形により下請代金の支払を行った場合、建設業法上違反となるおそれがあります。（法第24条の６第3項）

下請代金の支払手段については、下請代金の支払に係る考え方を整理した、「下請代金の支払手段について」（令和３年３月３１日２０２１０３２２中庁第２号・公取企第２５号。）において、適正化に努めるよう要請されているため、元請負人等はこの点についても留意しなければなりません。

ポイント3

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。（法第24条の3第3項）

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

ポイント4

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。（法第24条の4第1項・第2項）

検査フロー

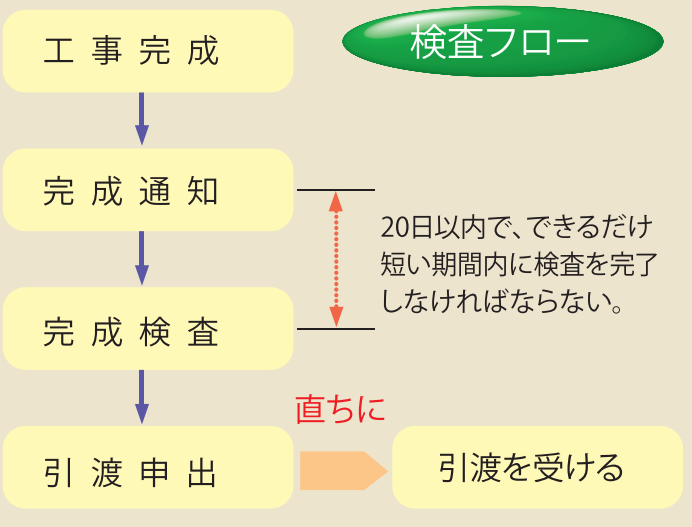

◆検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。（法第24条の4）

◆下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りますが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

ポイント5

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなり

特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払われなければならないことになっています。

２つの支払期日の関係は？

特定建設業者は、元請としての義務（ポイント1）と特定建設業者の義務（ポイント5）の両方の義務を負うので、出来高払いや竣工払いを受けた日から1ケ月以内か、引渡しの申出から50日以内の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）のいずれか早い方が実際の支払日になります。

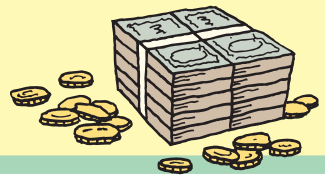

ワンポイントアドバイス

契約書や約款等で現場代理人等の条件等について確認しましょう！！

現場代理人について建設業法は、法第19条の2に、現場の施工に当たって、請負人又は発注者が、現場代理人または監督員を工事現場に置く場合に、これらの現場代理人又は監督員の権限の範囲等をそれぞれ相手方に書面又は電磁的方法により通知しなければならないと規定しているだけです。

よって、現場代理人の責任等の条件ついては、契約書や約款等で規定されていることが多いので、それらについては必ず、契約書や約款等で十分確認してください。

対等な立場で、金額折衝や検査、支払をしましょう！

金額折衝の項に係わる法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）や法第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、支払いや検査に係わる法第24条の3（下請代金の支払）、法第24条の4（検査及び引渡し）、法第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定に違反する行為は、公正取引委員会への措置請求の対象となっていますので十分注意してください。

赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要です！

下請負代金を支払うに際して、安全衛生費や建設廃棄物の処理費用を下請代金から差し引く場合には、その内容を見積条件や契約書面に明示するようにしましょう。

検査・引渡・下請代金の支払フロー＜特定建設業者＞

（法第24条の6）

特定建設業者の義務
・下請代金の支払期日
・下請代金の支払い方法
　割引をうけることが困難な手形はだめ

下請工事完成

下請負人からの工事完成通知

検査は完成通知を受けてから20日以内で、できるだけ短い期間内に行う。

下請工事に対する完成検査

検査結果に基づく補修等

注：支払期日の定めがなければ引渡し申出日が支払期日とみなされる。（法第24条の6第2項）

支 払 期 日

工事目的物の引渡しの申出

下請負人が引渡しの申出をしたときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。（法第24条の4第2項）

工事目的物の引渡しを受ける

下請負人からの代金請求

下請代金の支払いを、下請負人が引渡しの申し出をした日から50日以内で、できる限り短い期間内に行う。（法第24条の6第1項）

注：引渡の申し出の下請負人が特定建設業者又は資本金額4,000万円以上の法人は除かれる。

下請負代金の支払

支払期日

許可行政庁が独占禁止法第19条違反で公正取引委員会へ措置請求

違反し交付した場合

特定建設業者は、下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受け入れ及び、資金の融通を業をする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。（法第24条の6第3項）

特定建設業者は、50日を経過した日から遅延利息を支払わなければならない（支払金額×（年14.6%））（法第24条の6第4項）（規則第14条）

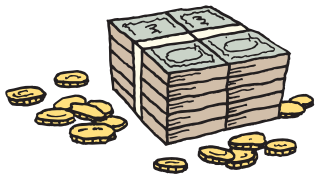

支　払

問 16　施工体制台帳とは

建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。（法第24条の8第1項）

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請：建設業者が、
4,500万円（建築一式7,000万円）
以上を下請に出すときに作成

施工体制台帳

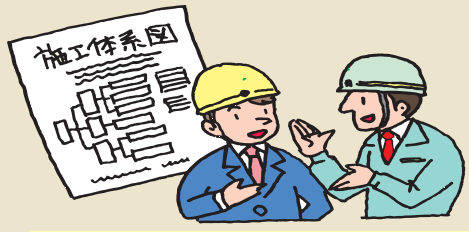

施工体系図

下請契約は「建設工事の請負契約」であるのでそれに該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

元請業者　＜ 必 要 ＞

- 一次下請（建設工事の請負契約）3000万円①
- 一次下請（建設工事の請負契約）2500万円②
- 測量業者（測量の委託契約）　50万円
- 資材業者（資材の売買契約）　500万円
- 警備業者（警備の請負契約）　100万円
- 運搬業者（運搬の請負契約）　100万円

5500万円（①＋②）≧4500万円

元請業者　＜ 不 要 ＞

- 一次下請（建設工事の請負契約）1000万円③
- 一次下請（建設工事の請負契約）　300万円④
- 一次下請（建設工事の請負契約）1500万円⑤
- 測量業者（測量の委託契約）　500万円
- 資材業者（資材の売買契約）　100万円
- 警備業者（警備の請負契約）　100万円

2800万円（③＋④＋⑤）<4500万円

【三重県発注工事では、適正な元請下請関係の促進のため以下の措置をしています。】

- 元請下請関係の適正な履行を確保するため、全ての工事において部分下請負通知書を提出していただいています。
- １次下請負人となる警備業者については、施工体制台帳（施工体系図）を作成していただいています。

何のために施工体制台帳はつくられる？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に
現場の施工体制を把握させることにより、

①品質・工程・安全など施工上のトラブルの発生

②不良不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）

③安易な重層下請→生産効率低下

を防止しようというものです

施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。さらに、入札契約適正化法の改正により、平成27年4月1日以降に公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。

[施工体制台帳]の提出・閲覧・保存

施工体制台帳（法第24条の8）

現場に備え置く（工事中）
（法第24条の8第1項）
（規則第14条の7）

5年間保存（工事完了後）
（法第40条の3）
（規則第28条）
（規則第26条）

公共工事

写しの提出
（入札契約適正化法
法第15条第2項）

民間工事

発注者の閲覧
（法第24条の8第3項）

問 17　施工体系図とは

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工

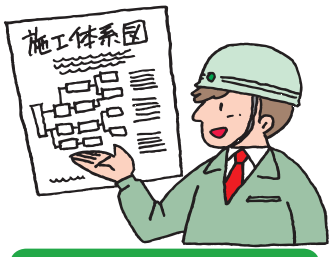

施工体系図

各下請業者の施工の分担関係を図示したフロー図

＊令和2年10月から施工体系図の記載項目が追加されました

施工体系図のイメージ

工事の名称、工期、発注者の名称

（元請）	（1次下請）	（2次下請）	（3次下請）
●作成建設業者の名称 ●監理技術者又は専門技術者氏名 ●監理技術者補佐の氏名 ●専門技術者氏名 担当工事内容	●下請負人の名称、代表者氏名 ○一般建設業又は特定建設業の別 ○許可番号 ●工事内容、工期 ○特定専門工事の該当の有無 ○主任技術者氏名 ○専門技術者氏名、担当工事内容	●下請負人の名称、代表者氏名 ○ ⋮	●下請負人の名称、代表者の氏名 ○ ⋮
		●下請負人の名称、代表者氏名 ○一般建設業又は特定建設業の別 ○許可番号 ○ ⋮	●下請負人の名称、代表者の氏名 ○ ⋮
			●下請負人の名称、代表者の氏名 ○ ⋮
	●下請負人の名称、代表者の氏名 ○ ⋮	●下請負人の名称、代表者氏名 ○一般建設業又は特定建設業の別 ○許可番号 ⋮	

注1）下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者に限り行えば足りる。
注2）○は、当該下請負人が建設業者であるときに限り必要。
注3）「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいう。

施工体系図は工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所（法第24条の8第4項）及び公衆の見やすい場所に（入札契約適正法第15条第1項）、掲示しなければなりません。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

施工体系図の掲示

公共工事	民間工事
①現場内の見やすい場所 （入札契約適正化法第15条第1項）	現場内の見やすい場所 （法第24条の8第4項）
＋	
②公衆の見やすい場所 （入札契約適正化法第15条第1項）	

※一定の条件のもとデジタルサイネージ等を活用した掲示も認められています。

問 18　再下請負通知書とは

施工体制台帳の作成が必要とされる工事を請け負った下請負人は、さらに当該建設工事を他の建設業を営む者に再下請負した場合、元請である作成建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。（法第24条の8第2項,規則第14条の4）

再下請負通知書の内容

①自社に関する事項

・名称、住所、（自社が建設業者の場合はその許可番号）
・健康保険等の加入状況

②自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

・工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称
・一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の従事の状況

③自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項

・下請負人の名称、住所
・（下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種）
・健康保険等の加入状況

④自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

・工事の名称、内容、工期、請負契約を締結した年月日
・（自社が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法）
・（下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法）
・（下請負人が建設業者の場合は、下請負人が置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別）
・（下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者がつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格）
・工事従事者の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入等の状況等【作業員名簿】
・一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の状況

⑤添付書類：再下請負に関する請負契約書の写し

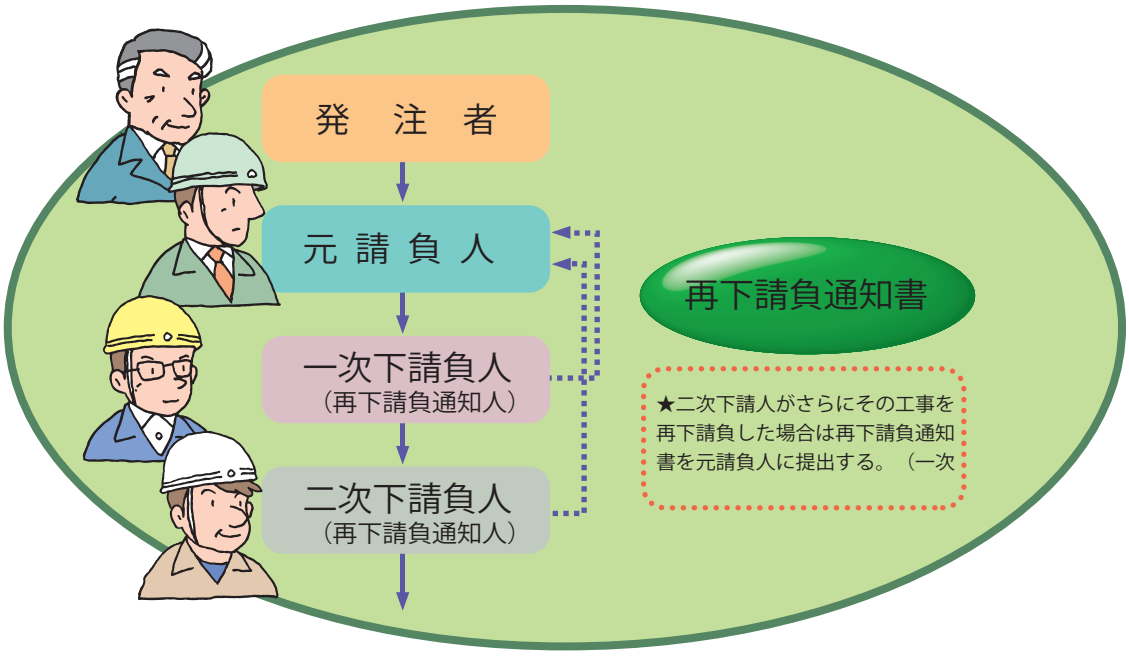

問 19　施工体制台帳の作成手順は

施工体制台帳・作成のフロー図

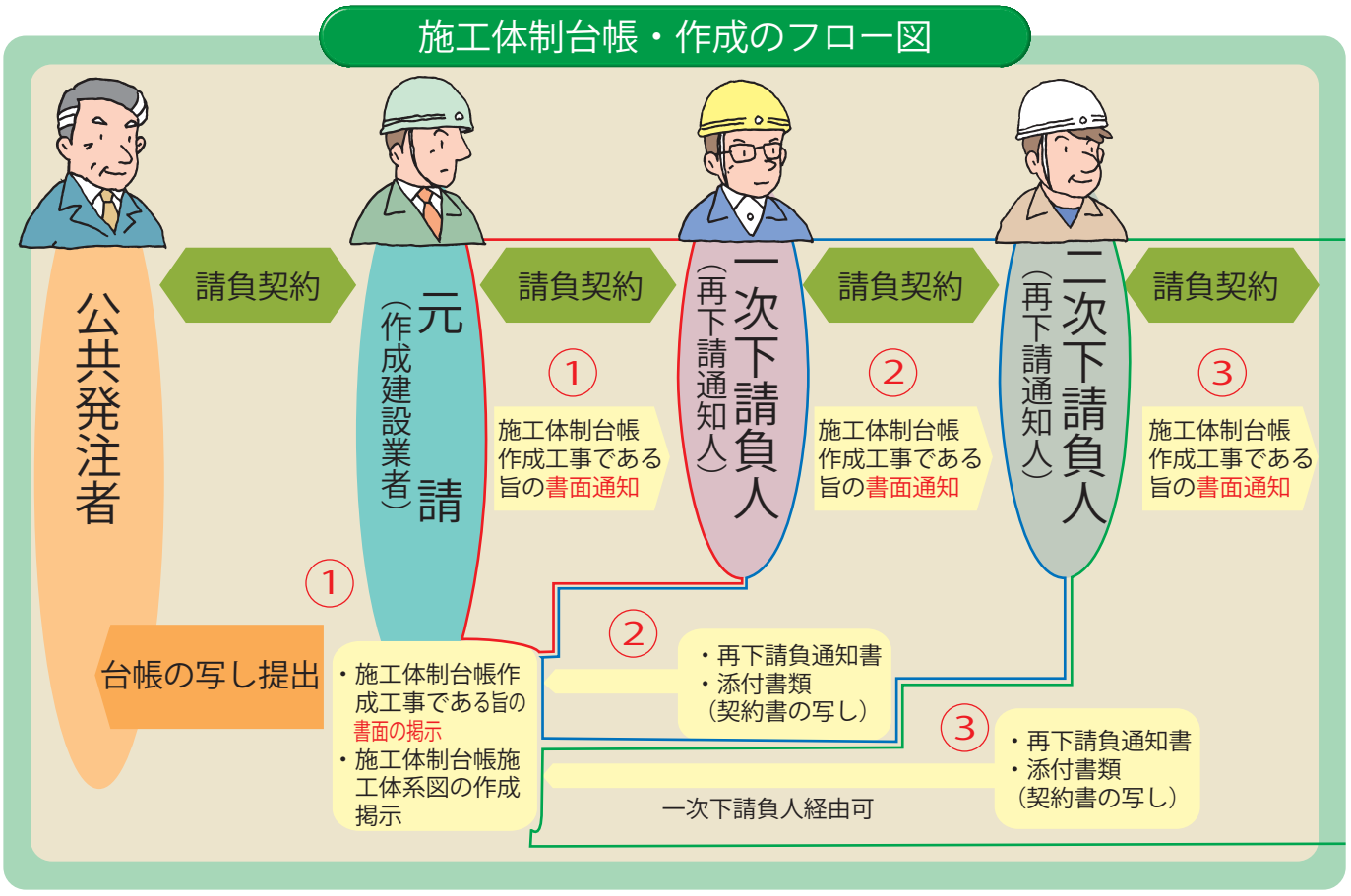

①一次下請締結後（赤線部分）

元請である建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②二次下請締結後（青線部分）

一次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書を（添付書類である請負契約書の写しを含む）を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成建設業者は一次下請負人から提出された再下請通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

③三次下請締結後（緑線部分）

二次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書（添付書類である請負契約書の写しを含む）を提出する（一次下請負人を経由して提出することもできる）とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

掲　示

＋

書面通知

行う者：元請業者（規則第14条の3第1項）

●現場内の見えやすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示

行う者：すべての業者（規則第14条の3第1項）

●下請に工事を発注する際、以下を書面で通知

●元請業者の名称●再下請負通知が必要な旨

●再下請負通知書の提出先

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号　　○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所　工事現場内建設ステーション／△△営業所

問 20　施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(法第24条の8　規則第14条の2第1項)

施工体制台帳の記載内容　(規則第14条の2第1項)

①作成建設業者に関する事項

◎許可を受けて営む建設業の種類
◎健康保険等の加入状況

②作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項

◎建設工事の名称、内容、工期
◎発注者との契約年月日、発注者の名称・住所・営業所の名称及び所在地、発注者の監督員氏名等
◎作成建設業者の現場代理人の氏名等
◎主任技術者又は監理技術者の氏名・資格・専任の有無、監理技術者補佐の氏名・資格
◎専門技術者の氏名・資格、担当工事内容
◎建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等（作業員名簿）
◎一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事状況　等

③自社が下請契約を締結した下請負人に関する事項

◎商号又は名称、住所
◎建設業者である場合は、許可番号、請け負った工事に係る許可を受けた建設業の種類
◎保険等の加入状況

④自社が下請契約を締結した建設工事の請負契約に関する事項

◎建設工事の名称、内容、工期
◎注文者との契約年月日、注文者の監督員氏名等
◎当該下請負人の現場代理人の氏名等、当該下請負が置く主任技術者の氏名・資格・専任の有無
◎建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等（作業員名簿）
◎一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事状況　等

施工体制台帳の添付書類　(規則第14条の2第2項)

①発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

②下請契約書

一次下請との契約書の写し

③主任又は監理技術者（専門技術者）関係

◎主任技術者が資格を有することを証する書面（実務経験証明書、技術検定合格証明書等の写し）
◎監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証等の写し）
◎主任又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し
（健康保険証等の写し…監理技術者制度運用マニュアル参照）
◎監理技術者補佐（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面
◎専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面

※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該工事現場で表示する方法でも可
（建設業法施行規則第14条の2第４項参照）

問 21　施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となります。

1　施工体制台帳の作成範囲

（三次下請まである場合の例）

施工体制台帳を作成しなければならない範囲

再下請負通知書を作成しなければならない範囲

- 元請業者 A
  - 一次下請業者 B
    - 二次下請業者 E
      - 三次下請業者 H
    - 二次下請業者 F
      - 運搬業者 ※
  - 一次下請業者 C
  - 一次下請業者 D
    - 二次下請業者 G
      - 資材業者 ※
  - 警備業者 ※
  - 資材業者 ※
  - 運搬業者 ※
  - 測量業者 ※

注）※ 発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。
※ 三重県発注工事では、警備業者について共通仕様書で記載を求めており、記載が必要です。

2　施工体制台帳の構成

①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
②再下請負通知の記載事項と添付書類
◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる

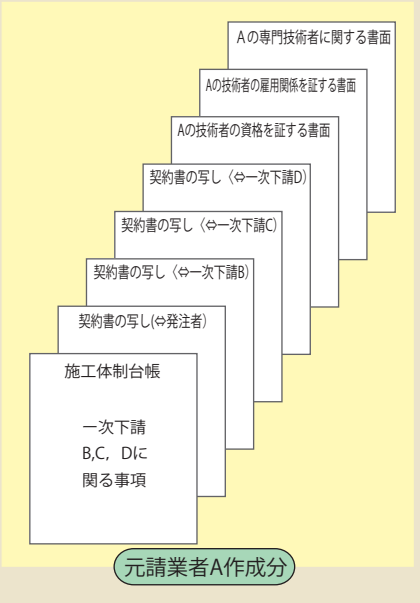

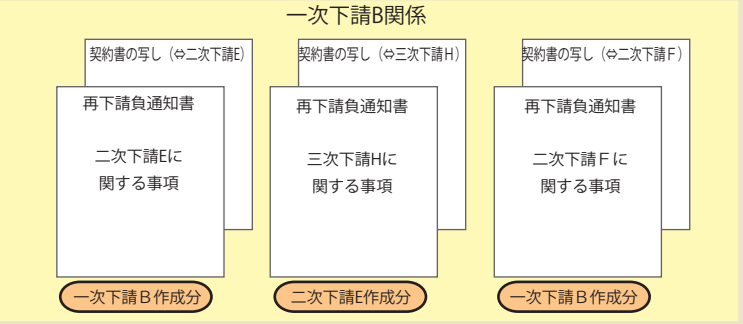

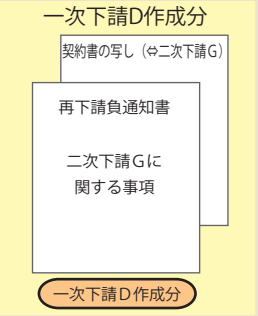

※一次下請業者 C
二次下請業者 F
二次下請業者 G
三次下請業者 H については、
再下請負していないため、作成分なし

問 22　帳簿及び営業に関する図書の保存とは

建設業者は、営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければならないこととされています。（法第40条の3、規則第26、27、28条）

帳　簿　保存期間は５年間

※ 発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く）と締結した住宅を新築する建設工事に関するものについては１０年間保存。

帳簿に記載しておかなければならない内容

規則第26条第1項

1　営業所の代表者の氏名及びその就任日

2　注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
（１）請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
（２）注文者との契約日
（３）注文者の商号、住所、許可番号
（４）「注文者から受けた完成検査」の年月日
（５）「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日

帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかった者は、10万円以下の過料に処されることがあります。（法第55条）

3　下請契約に関する事項
（１）下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
（２）下請負人との契約日
（３）下請負人の商号、住所、許可番号
（４）下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
（５）下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日

注意１　特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。
①支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
②支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
③代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
④遅延利息の額・支払日（下請負人から引き渡しの申出から５０日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

注意２　発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と住宅を新築する建設工事の請負契約を締結した場合は、以下の事項についても記載が必要となります。
①当該住宅の床面積
②当該住宅の請負契約が、発注者と二以上の建設業者との間で締結された場合は、建設瑕疵担保割合
③当該住宅について、保険法人と住宅瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、保険法人の名称

帳簿に添付しておかなければならない書類

規則第26条第2項

1　契約書又はその写し（電磁的記録可）
2　特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
3　建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に備え付ける施工体制台帳の以下の部分。
（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
（1）当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
（2）監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
（3）下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
（4）下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
（5）下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
（6）下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

営業に関する図書　保存期間は１０年間

「営業に関する図書」として保存しなければならないもの

規則第26条第5項

◆対象業者は元請負人に限定

①完成図
建設工事の目的物の完成時の状況を表した完成図を作成した場合又は発注者から提供された場合には、その完成図を保存しなければなりません。

②発注者との打合せ記録
打合せ（方法（対面、電話等）の別は問わない）が工事内容に関するものでかつ、記録を発注者との間で相互に交付した場合は、その記録を保存しなければなりません。

③施工体系図
施工体系図を作成しなければならない作成特定建設業者は、重層化した下請け構造の全体像が明らかとなる施工体系図を保存しなければなりません。

問 23　建設業法で定める標識の掲示とは

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。（法第40条、規第25条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

店舗用

規則様式第28号

建　設　業　の　許　可　票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許　可　番　号	許可年月日
		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣　知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

現場用

規則様式第29号

建　設　業　の　許　可　票		
商　号　又　は　名　称		
代　表　者　の　氏　名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許　可　番　号	国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
許　可　年　月　日		

25cm以上

35cm以上

記載要領

1.「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2.「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
3.「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4.「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5.「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

※一定の条件のもとデジタルサイネージ等を活用した掲示も認められます。
※法が改正され、令和2年10月1日より建設工事の現場には、元請の許可業者の許可票のみ掲示が必要です。

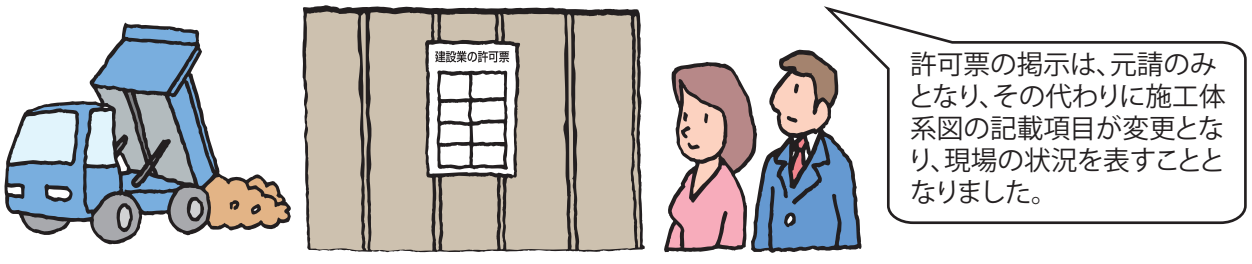

問 24　工事現場に掲示すべき許可票等とは

工事現場に掲示すべき許可票等の主な一覧は以下のとおり。

番号	標識名称	注意事項	関係法令等
①	建設業の許可票	・「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 ・標識寸法：25（縦）cm×35（横）cm以上（P41参照）	建設業法第40条
②	施工体系図	・公共工事の場合「工事関係者」及び「公衆」が「見やすい」場所に掲示しなければなりません。（P33参照） ・大きさに関する規定はありませんが、見やすい大きさにしてください。	建設業法第24条の8第4項 入札契約適正化法第15条1項
③	労災保険関係成立票	・「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 ・標識寸法：（縦）25cm×（横）35cm、 地色：白、文字：黒	労働保険徴収法施行規則 第77条
④	建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）	・「建設現場」に掲示しなければなりません。 ※（現場の労働者の中に、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の対象者がいる場合に掲示が必要です。）	平成元年５月15日付け 建設省経労発第26号の3 建設経済局長通知
⑤	作業主任者一　覧　表	・「作業場」の「見やすい場所」又は「必要な箇所」に掲示しなければなりません。 ※（「作業主任者の選定を必要とする作業」や「資格を必要とする作業」を現場で行う場合に掲示が必要です。） ※（標識寸法：規定なし）	労働安全衛生規則 第18条
⑥	緊急時連絡表	・「事務所、詰所等」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 ・緊急時に誰もが必要な箇所に連絡が取れるよう事務所、詰所以外の現場の見やすい場所にも掲示しなければなりません。 ※（標識寸法：規定なし）	土木工事安全施工 技術指針
⑦	再下請負通知書の提出案内	・建設工事に従事する下請負業者に対し再下請を行う場合の手続き等を示した周知文を「建設現場」に掲示しなければなりません。（P36参照） ※（標示寸法：規定なし）	建設業法24条の8 建設業法施行規則 第14条の3第1項
⑧	工事現場の確認の表示	・当該工事現場の見やすい場所	建築基準法第89条第1項
⑨	再生資源利用計画	・「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。	資源有効利用促進法 施行規則第8条第4項

※道路の掘削や仮囲い、足場等を道路上に設置する場合には、「道路占用許可標識」（道路法第32条（道路の占用の許可））

問 25　建設業法等に違反すると

建設業者が建設業法や入札契約適正化法等に違反すると建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の３種類があります。

指 示 処 分 （ 法第28条）

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分（法第28条）

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は１年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分（法第29条）

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで許可取消となります。

建設業法等に違反

- 建設業法違反
- 建築基準法違反
- 刑法(贈賄罪、談合罪…)違反
- 独占禁止法違反
- 廃棄物処理法違反
- 労働基準法違反
- 労働安全衛生法違反
- 労働者派遣法違反
- 職業安定法違反
- 宅地造成等規制法違反
- 補助金適正化法違反

等

【建設業監督行政庁】
国土交通大臣(地方整備局長)、都道府県知事

違反の内容により

指示（業務改善命令）

1年以内の営業停止

許可の取り消し

施工体制台帳の記載例（1／2）

令和 3 年 6 月 2 5 日

施工体制台帳を作成又は変更した日

施工体制台帳

作成建設業者の商号名称

［会社名・事業者ID］ 元有卦（もとうけ）建設工業株式会社 12345678909822

この工事を担当する事業所名

［事業所名・現場ID］ 元有卦建設工業（株）県道○○○○線道路改良工事作業所

作成建設業者が受けている許可をすべて記入（業種は略称でも可）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土、と、石、鋼舗、塗、水 工事業	大臣 (特定) 知事 一般 第 12345 号	令和 1年 12月 25 日
	建築 工事業	大臣 特定 (知事) (一般) 第 12345 号	令和 2年 8月 10 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

工事名称及び工事内容	県道○○○○線道路改良工事 土木一式（土工1,500㎥、擁壁工50m、植栽工30本）
発注者名及び住所	○○県知事 ○○ ○○ ○○県○○市○○町１－２－３

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

工期		契約日	
	自 令和 3 年 6 月 2 日 至 令和 4 年 3 月 10 日		令和 3 年 6 月 1 日

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本 社	○○市○○町１－１
	下請契約	○○支店	○○市○○町３－４

作成建設業者の加入状況

健康保険等の加入状況		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	保険加入の有無	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外

事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	本 社	12ﾓｲｳ34567	12ﾓｲｳ34567	24310987654-000
	下請契約	○○支店	34ｶｷｸ12345	34ｶｷｸ12345	21312345678-321

発注者の監督員名	波注 元	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合、その氏名

作成建設業者が現場代理人を置いた場合、その氏名

作成建設業者が置いた主任又は監理技術者の氏名
専任か非専任の該当する方に○印

作成建設業者が監理技術者補佐を置いた場合その氏名

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名等

監督員名（※）	元有卦 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名（※）	元有卦 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 (非専任) 元有卦 良介	資格内容	一級土木施工管理技士
監理技術者補佐名（※）	元有卦 花子	資格内容	一級土木施工管理技士補
専門技術者名（※）	三重 太郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験（10年・造園）	資格内容	
担当工事内容	植栽工事	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有 (無)	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有 (無)	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	(有) 無

注意

1．規則第14条の2では様式を定めていませんが、発注者が仕様書等で様式を定めている場合がありますので確認して下さい。
2．［　　］部分は建設業法で定められた記載事項。
3．（※）**印部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。**
4．「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上、書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

○建設業の許可と建設工事の種類

大臣許可と知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
	1つの都道府県のみに営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
一般建設業と特定建設業	一般建設業の許可業者は発注者から直接受注した工事について、総額4，０００万円（建築一式工事：6，０００万円）以上の下請契約することはできません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび･土工･コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル･れんが･ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の29業種
	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、土木、建築など上記29業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
許可の有効期間	許可の有効期間は5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

○主任・管理技術者（７，９頁）監理技術者補佐（１５頁）専任すべき工事（１２頁）参照

○契約営業所

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積り、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所）

○健康保険等

① 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲んでください。

② 請負契約に係る営業所の名称について記載してください。

[健康保険・厚生年金保険]

③ 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載してください。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載してください。

[雇用保険]

④ **労働保険番号（14桁）**を記載してください。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載してください。

○資格内容（主任又は監理技術者）

技術者の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士
指導監督的実務経験（電気通信）
国土交通大臣特別認定（建築）

●監理技術者の資格要件

1）指定建設業の場合
- ①一級国家資格者
- ②国土交通大臣が①と同等以上の能力を有すると認定した者

2）指定建設業以外の場合
- ①一級国家資格者
- ②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負、その請負金額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ③国土交通大臣が①、②と同等以上の能力を有すると認定したもの

●監理技術者補佐の資格要件

主任技術者の資格を有するののうち
- ①一級施工管理技士補であるもの
- ②一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するもの

※なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

○専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。また、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合も同様に当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

○資格の要件は主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば主任又は監理技術者が兼任できます。

○指定建設業とは

土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の７業種をいいます。

施工体制台帳の記載例（2／2）

一次下請負人

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

《下請負人に関する事項》

下請負人の商号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

下請負人の加入状況

請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

会社名・事業者ID	伊地知建設株式会社	代表者名	伊地知　一郎
住所	○○県○○市○○３－３		
工事名称及び工事内容	県道○○○○線道路改良工事（擁壁工事） コンクリート工、足場工、鉄筋工、型枠工		
工期	自　令和 3 年 6 月 22 日 至　令和 3 年 12 月 10 日	契約日	令和 3 年 6 月 21 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	とび・土工鉄筋、大工　工事業	大臣　特定 (知事)　(一般)　第 4567 号	令和　1年10 月10 日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 (適用除外)	(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本　社	○○建設国保	12ｲｳｹ98764	24398765432-000

現場代理人名(※)	伊地知　三郎	安全衛生責任者名(※)	伊地知　四郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	安全衛生推進者名(※)	伊地知　二郎
主任技術者名	(専任) 非専任　伊地知　三郎	雇用管理責任者名	伊地知　三郎
資格内容	二級土木施工管理技士（土木）	専門技術者名(※)	
		資格内容(※)	
		担当工事内容(※)	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　(無)	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　(無)

施工体制台帳の整備

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

発注者から直接建設工事を請け負った建設業許可業者が締結した下請金額の総額が

4,500万円（建築一式7,000万円）以上となる場合（但し、公共工事は下請契約を締結した場合）

誰が　発注者から直接建設工事を請け負った作成建設業者

いつ　その工事を施工するために締結した下請け金額の総額が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となった時点（但し、公共工事の場合は下請契約を締結した時点）

何を　下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を整備

なぜ　建設工事を適正に施工するため（建設業法により義務付けられています）

どうする　民間工事で発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者に供覧しなければなりません（法第24条の8第3項）

公共工事では作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません（入札契約適正化法第15条第2項）

公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検をもとめられたときはこれを受けることは拒んではいけません。（入札契約適正化法第15条第3項）

◯建設業の許可と建設工事の種類

◯ 主任技術者

請負代金の額の合計が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上となる場合には、一般建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者を置かなければなりません。また、建築一式工事の場合は延べ面積が150m²以上となる木造住宅工事の場合には、一般建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者を置かなければなりません。

◯営業所の専任技術者は現場に専任すべき主任技術者にはなれません。

◯専門技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

◯資格の要件は主任技術者と同じです。

◯資格の要件が備わっていれば主任技術者が兼任できます。

一次下請負人が置いた場合その氏名

一次下請負人が置いた雇用管理責任者名

◯資格内容（主任技術者及び専門技術者）

1）一·二級施工管理技士等の国家資格者

2）右記の実務経験を有する者

例）二級土木施工管理技士（土木）
　　実務経験（指定学科３年、電気通信）
　　実務経験（１０年、造園）

※指定学科は規則第1条参照

	実務経験
①高等学校の指定学科卒業後	5年以上
②高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上
③大学の指定学科卒業後	3年以上
④上記以外の学歴の場合	10年以上

◯外国人建設就労者・外国人技能実習生の状況

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事の状況

◯施工体制台帳に添付すべき書類

（1）発注者との契約書の写し

（2）下請負人との契約書の写し（注文請書及び基本契約書又は**基本契約**約款等の写し）

（3）主任又は監理技術者の資格を有することを証明する書面（規則第14条の2第2項第1号）

（4）専門技術者等の資格を証明できるものの写し（国家資格等の技術検定合格証明等の写し）

（5）配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）

※公共工事においては、契約書の写は、請負代金の額が記載されていなければなりません。
（規則第14条の2第2項1号及び規則第14条の4第3項）

◯施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管

◯発注者から直接工事を請け負った建設業者は工事を施工するために締結した下請け契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。

◯公共工事については、下請負金額にかかわらず、下請契約を締結した場合、施工体制台帳を作成しなければなりません。

◯工事中は現場に備え置くことが義務づけられています。

◯公共工事の場合は写しを発注者へ提出することが義務づけられています。

◯民間工事の場合は発注者の閲覧に供しなければなりません。

◯帳簿の添付書類として、工事完了後は５年間保存することが義務づけれらています。

再下請負通知書の記載例

伊地知建設（株）（再下請負通知人）が（有）仁地型枠（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合

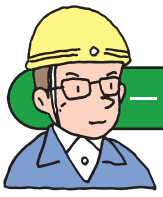

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和 3 年 6 月 30 日

再下請負通知書（作成例）

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

直近上位
注文者名 元有卦建設工業株式会社

【報告下請負業者】
住所 ○○県○○市○○３－３

再下請負通知人の商号名称

会社名・事業者ID 伊地知建設株式会社

代表者名 伊地知 一郎

再下請負通知人が請負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称

元請名称・事業者ID	元有卦建設工業株式会社 12345678909822

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

工事名称及び工事内容	県道○○○○線道路改良工事（擁壁工事） コンクリート工、足場工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 10 日	注文者との契約日	令和 3 年 6 月 21 日

再下請負通知人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	とび・土工鉄筋、大工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 4567 号	令和 1年10 月10 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

下請負人の加入状況

請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外

事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	本 社	○○建設国保	12ｲｳｹ98764	24398765432-000

再下請負通知人が監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名

再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印

監督員名（※）		安全衛生責任者名（※）	伊地知 四郎
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名（※）	伊地知 二郎
現場代理人名（※）	伊地知 三郎	雇用管理責任者名	伊地知 三郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	専門技術者名（※）	
主任技術者名	専任 非専任 伊地知 三郎	資格内容（※）	
資格内容	二級土木施工管理技士(土木)	担当工事内容（※）	

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有 無

○専門技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

○資格の要件は主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば主任技術者が兼任できます。

二次下請負人

再下請負通知書の添付書類
再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	仁地型枠	代表者名	仁地　一男
住所 電話番号	○○県○○市○○町４－４		
工事名称及び工事内容	県道○○○○線道路改良工事 型枠工　350㎡		
工期	自　令和　3年　6月　30日 至　令和　3年　10月　30日	契約日	令和　3年　6月　29日

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	大工　工事業	大臣　特定 (知事)　(一般)　第00123号	令和　2年11月20日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

再下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 (適用除外)	加入　未加入 (適用除外)	(加入)　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本　社	—	—	24311111111-000

下請負人の加入状況

現場代理人名		安全衛生責任者名(※)	仁地　健二
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名(※)	仁地　健二
主任技術者名	(専任) 非専任　二地　健二	雇用管理責任者名	仁地　一男
資格内容	実務経験（10年、大工）	専門技術者名(※)	
		資格内容(※)	
		担当工事内容(※)	

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名

再下請負人が置いた場合その氏名

一次下請負人が置いた場合その氏名

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　(無)	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　(無)

外国人建設就労者・外国人技能実習生の状況

1．　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の特定技能の在留資格を決定された者（一号特定技能外国人）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。
2．　同法別表第一の五の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。
3．　同法別表第一の二の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

注意

1．規則第14条の4では様式を定めていませんが、発注者が仕様書等で様式を定めている場合がありますので確認してください。
2．　　部分は建設業法で定められた記載事項。
3．（※）印部分は置かない場合があるので、そのときは記載不要。
4．「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図の記載例

発注者名	○○県知事　○○　○○
工事名称	県道○○○○線道路改良工事

元請負人

元請名・事業者ID	元有掛建設工業（株） 12345678909822
監督員名（※）	元有掛　太郎
監理技術者名 主任技術者名	元有掛　良介
監理技術者補佐名（※）	元有掛　花子
専門技術者名（※）	三重　太郎
担当工事内容（※）	植栽工事
専門技術者名（※）	
担当工事内容（※）	

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合、その氏名

作成建設業者が専門技術者を置いた場合、その氏名および担当する工事の具体的内容

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置く必要がある場合、その氏名

（現場所長等の工事施工の責任者等。）

会長（※）	統括安全衛生責任者（※） 三重　一郎
副会長（※）	 三重　次郎

一次

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者。

元方安全衛生管理者（※）
三重　五郎

施工体系図の作成

誰が　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者

いつ　その工事を施工するために締結した下請金額の総額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上となった時点（ただし、公共工事は下請契約を締結した時点）

何を　当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

なぜ　①下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握するため
②建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にするため
③技術者の適正な配置の確認のため

どうする　民間工事では工事関係者の見やすい場所に掲げなければなりません（法第24条の８第4項）
公共工事では工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければなりません（入札契約適正化法第15条第1項）

工期	自　令和 3 年　6 月　2 日 至　令和 4 年　3 月　10 日

作成建設業者が発注と締結した契約書に記載された工期

二次下請負人

次 下請負人

擁壁工事	会社名・事業者ID	伊地知建設（株）
	代表者名	伊地知　一郎
	許可番号	4567
	一般／特定の別	（一般）／特定
	安全衛生責任者（※）	伊地知　四郎
	主任技術者	伊地知　三郎
	特定専門工事の該当	有　・　（無）
	専門技術者（※）	
	担当工事内容（※）	
工期		3年 6月 22日 ～ 3年 12月 10日

型枠工事	会社名・事業者ID	仁地型枠
	代表者名	仁地　一男
	許可番号	00123
	一般／特定の別	（一般）／特定
	安全衛生責任者（※）	仁地　健二
	主任技術者	仁地　健二
	特定専門工事の該当	有　・　（無）
	専門技術者（※）	
	担当工事内容（※）	
工期		3年 6月 30日 ～ 3年 10月 30日

盛土工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者（※）	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有　・　無
	専門技術者（※）	
	担当工事内容（※）	
工期		年　月　日 ～ 年　月　日

統括安全衛生責任者が専任された場合に、当該仕事を自ら行うものが専任しなければなりません。

下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、「許可番号」「一般/特定の別」に係る部分は記載不要です

下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

下請負人が請け負った建設工事の具体的内容

舗装工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者（※）	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有　・　無
	専門技術者（※）	
	担当工事内容（※）	
工期		年　月　日 ～ 年　月　日

法第26条の３に規定する特定専門工事に該当する場合は「有」

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容

注意

1. 規則第14条の5では様式を定めていませんが、発注者が仕様等書等で定めている場合がありますので確認してください。
2. 　　部分は建設業法で定められた記載事項。
3. （※）印部分は、置かない場合があるので、そのときは記載不要です。

作業員名簿記載例

作　業　員　名　簿

（令和３年６月２３日作成）

事業所の名称・現場ID　県道〇〇〇〇線道路改良工事

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請確認欄	

提出日　令和３年　６月２４日

一次会社名・事業者ID　伊地知建設株式会社

（　次）会社名・事業者ID

番号	ふりがな / 氏名 / 技能者ID	職種	※	生年月日 / 年齢	健康保険 / 年金保険 / 雇用保険	建設業退職金共済制度 / 中小企業退職金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日 / 受入教育実施年月日
							雇入・職長特別教育	技能講習	免許	
1	いちじの　ごろう 伊地知野　五郎 12345678901221	土木	現	〇〇年　〇月〇〇日 〇〇歳	協会けんぽ 厚生年金 一般　1234	有 無	雇入時教育		二級土木施工管理技士	令和３年６月２３日 令和３年６月２３日

【職種】
「とび」、「型枠」、「オペレーター」等その技能者が実際行う作業がわかるように記載。

【※】
現・・・現場代理人
作・・・作業主任者※
女・・・女性作業員
未・・・18 歳未満の作業員
主・・・主任技術者
職・・・職長
安・・・安全衛生責任者
能・・・能力向上教育
再・・・危険有害業務・再発防止教育
習・・・外国人技能実習生
就・・・外国人建設就労者
１特・・１号特定技能外国人

【健康保険】
左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

【年金】
左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

【雇用保険】
右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

【建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度】
建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載

【教育・資格・免許】
・安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
※本人が希望しない場合は、記載しないこと。

≪注意≫
１　作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
２　医療保健制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律（令和元年法律第９号）により、令和２年 10 月１日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の執行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制度」の規定が施行されました。これにより、技術者確認において保険証の写しを求める際には、あらかじめ相手方に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求める必要があります。

建設業許可の業種区分

略号	建設工事の種類（法律別表）	許可業種（法律別表）	建設工事の内容（昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示 350 号）	建設工事の例示（平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号）
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ. 足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事	イ. とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ. 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ. コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似するコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

略号	建設工事の種類（法律別表）	許可業種（法律別表）	建設工事の内容（昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示 350 号）	建設工事の例示（平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号）
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが･ブロック工事	タイル･れんが･ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

略号	建設工事の種類（法律別表）	許可業種（法律別表）	建設工事の内容（昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示 350 号）	建設工事の例示（平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号）
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウオール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(注)

①. 土木一式工事には
公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事を含む。

②. 左官工事における
「吹付け工事」は建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいう。

③. とび・土工・コンクリート工事における
「コンクリートブロック据付け工事」とは、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等をいう。
「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
「吹付け工事」とは、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
「鉄骨組立て工事」とは、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみ請負う工事をいう。
「屋外広告物設置工事」とは、現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負う「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」以外の工事をいう。

④. 石工事における
「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等をいう。

⑤. 屋根工事
屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。

⑥. 電気工事
太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

⑦. 管工事における
上下水道等の配管工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事をいう。し尿処理に関する施設の建設工事は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が該当する。

⑧. タイル・れんが・ブロック工事における
「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。

⑨. 鋼構造物工事における
「鉄骨工事」とは、鉄骨の製作、加工から組立てまで一貫して請負う工事をいう。
「屋外広告工事」とは、現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負う工事をいう。

⑩. 舗装工事において
併せて施工されることが多いガードレール設置工事は、とび・土工・コンクリート工事に該当する。地盤面をコンクリート等で舗装した上に人工芝を張り付ける工事も舗装工事である。

⑪. 防水工事における
この「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみである。

⑫. 内装仕上工事における
「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組立てて据付ける工事をいう。
「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

⑬. 機械器具設置工事における
「機械器具」の種類は、「電気工事」「管工事」「電気通信工事」「消防施設工事」等のそれぞれ専門の機械器具に該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具を対象する。そのため、「給排気器機設置工事」とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、「管工事」に該当する。

⑭. 電気通信工事における
既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は電気通信工事に該当する。

⑮. 造園工事における
「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事をいう。
「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事をいう。
「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

⑯. 水道施設工事における
上下水道に関する施設の建設工事は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が該当する。し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が該当する。

⑰. 清掃施設工事における
し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当する。

⑱. 解体工事において
それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

監理技術者となり得る資格表　（1／4）

資格区分		資格コード				建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法「技術検定」	合格証明書	11	1級建設機械施工管理技士				◎				◎								◎																	
		12	2級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）				○				○								○																	
		13	1級土木施工管理技士				◎				◎	◎				◎		◎	◎			◎										◎				◎※1
		13	1級土木施工管理技士		実務経験	3年（合格後）				○			○			○		○						○			○			○				○	
		1H	1級土木施工管理技士補		実務経験	3年（合格後）				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○		○		○	○
		14	2級土木施工管理技士		種別	土木	○				○	○					○		○	○												○			○※1
		15				鋼構造物塗装																	○													
		16				薬液注入					○																									
		14	2級土木施工管理技士	種別	土木	実務経験 5年（合格後）				○			○			○		○					○	○			○			○				○	
		15			鋼構造物塗装					○	○	○	○			○		○		○				○			○			○		○		○	○
		16			薬液注入					○		○	○			○		○		○			○	○			○			○		○		○	○
		1J	2級土木施工管理技士補	種別	土木	実務経験 5年（合格後）				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○		○		○	○
		1K			鋼構造物塗装					○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○		○		○	○
		1L			薬液注入					○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○		○		○	○
		20	1級建築施工管理技士					◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎					◎※1
		20	1級建築施工管理技士		実務経験	3年（合格後）																				○						○		○	
		2C	1級建築施工管理技士補		実務経験	3年（合格後）			○	○	○	○	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		○
		21	2級建築施工管理技士		種別	建築		○																											○※1
		22				躯体			○		○					○	○	○																	○※1
		23				仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○			○					
		21	2級建築施工管理技士	種別	建築	実務経験 5年（合格後）			○	○	○	○	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		
		22			躯体				○		○	○									○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		
		23			仕上げ					○							○									○						○		○	○
		2D	2級建築施工管理技士補		実務経験	5年（合格後）			○	○	○	○	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		○
		27	1級電気工事施工管理技士											◎																					
		27	1級電気工事施工管理技士		実務経験	3年（合格後）																				○									
		2E	1級電気工事施工管理技士補		実務経験	3年（合格後）																				○									
		28	2級電気工事施工管理技士											○																					
		28	2級電気工事施工管理技士		実務経験	5年（合格後）																				○									
		2F	2級電気工事施工管理技士補		実務経験	5年（合格後）																				○									
		29	1級管工事施工管理技士												◎																				
		29	1級管工事施工管理技士		実務経験	3年（合格後）												○			○	○				○	○			○	○	○		○	
		2G	1級管工事施工管理技士補		実務経験	3年（合格後）												○			○	○				○	○			○	○	○		○	
		30	2級管工事施工管理技士												○																				
		30	2級管工事施工管理技士		実務経験	5年（合格後）												○			○	○				○	○			○	○	○		○	
		3A	2級管工事施工管理技士補		実務経験	5年（合格後）												○			○	○				○	○			○	○	○		○	
		31	1級電気通信工事施工管理技士																									◎							
		32	2級電気通信工事施工管理技士																									○							
		33	1級造園施工管理技士																										◎						
		33	1級造園施工管理技士		実務経験	3年（合格後）				○	○	○	○			○		○			○			○	○			○			○		○		○	○
		3D	1級造園施工管理技士補		実務経験	3年（合格後）				○	○	○	○			○		○			○			○	○			○			○		○		○	○
		34	2級造園施工管理技士																										○						
		34	2級造園施工管理技士		実務経験	5年（合格後）				○	○	○	○			○		○			○			○	○			○			○		○		○	○
		3E	2級造園施工管理技士補		実務経験	5年（合格後）				○	○	○	○			○		○			○			○	○			○			○		○		○	○
建築士法「建築士試験」	免許証	37	1級建築士					◎	◎				◎			◎	◎								◎										
		38	2級建築士					○	○				○			○									○										
		39	木造建築士						○																										

監理技術者となり得る資格表　（２／４）

資格区分	資格コード			建設業	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
技術士法「技術士試験」	登録証	41	建設・総合技術監理（建設）		◎				◎			◎					◎	◎									◎						◎※2
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		◎				◎			◎			◎		◎	◎									◎						◎※2
		43	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）		◎				◎																							
		44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									◎													◎								
		45	機械・総合技術監理（機械）																					◎									
		46	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理（機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」）										◎											◎									
		47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										◎																	◎			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										◎															◎		◎			
		49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		◎				◎									◎														
		50	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																								◎						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		◎				◎																		◎						
		52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										◎																				
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										◎																	◎			
		54	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）										◎																	◎		◎	
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	55	第１種電気工事士									○																				
		56	第２種電気工事士	実務経験	３　年							○																				
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	58	電気主任技術者（１種・２種・３種）	実務経験	５　年							○																				
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験」	資格者証	59	電気通信主任技術者	実務経験	５　年																				○							
電気通信事業法（工事担任者）	資格者証	35	工事担任者資格者証（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者	実務経験	３年（資格者証交付後）																				○							
			工事担任者資格者証(総合通信)の交付を受けた者																						○							
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	65	給水装置工事主任技術者	実務経験	１　年								○																			
消防法「消防設備士試験」	免状	68	甲種消防設備士																												○		
		69	乙種消防設備士																												○		

◎：特定建設業　及び　一般建設業の営業所専任技術者　となりうる資格

○：一般建設業の営業所専任技術者　となりうる資格

□ 指定建設業

「電気通信事業法（工事担任者）」（資格コード35）の注意事項：

・令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

監理技術者となり得る資格表　（３／４）

資格区分		資格コード		建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書（等級区分が２級の者は、合格後３年の実務経験を要する）	71	建築大工				○																									
		64	型枠施工				○		○																								
		72	左官					○																								
		57	とび・とび工						○																								○※3
		73	コンクリート圧送施工						○																								
		66	ウェルポイント施工						○																								
		74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管										○																				
		75	給排水衛生設備配管										○																				
		76	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工										○																				
		70	建築板金「ダクト板金作業」								○		○						○														
		77	タイル張り・タイル張り工												○																		
		78	築炉・築炉工・れんが積み												○																		
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							○					○																		
		80	石工・石材施工・石積み							○																							
		81	鉄工（選択科目「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐													○																	
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」（両方必要））														○																
		83	工場板金																○														
		84	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）								○								○														
		85	板金・板金工・打出し板金																○														
		86	かわらぶき・スレート施工								○																						
		87	ガラス施工																	○													
		88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○												
		89	建築塗装・建築塗装工																		○												
		90	金属塗装・金属塗装工																		○												
		91	噴霧塗装																		○												
		67	路面標示施工																		○												
		92	畳製作・畳工																				○										
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				○										
		94	熱絶縁施工																						○								
		95	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										○				
		96	造園																								○						
		97	防水施工																			○											
		98	さく井																									○					
その他		61	地すべり防止工事士	実務経験 1年					○																			○					
		62	建築設備士	実務経験 1年								○	○																				
		63	計装士（１級）	実務経験 1年								○	○																				
		40	基礎施工士（基礎ぐい工事）						○																								
		60	解体工事施工技士																														○
		36	基幹技能者	監理技術者となり得る資格表（基幹技能者）P61のとおり																													
		99	その他																														
		01	法第７条第２号イ該当		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		02	法第７条第２号ロ該当		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		01	法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当				◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		02	法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当				◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		03	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）（大臣特別認定）		◎	◎						◎	◎		◎		◎										◎						
		04	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）				◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎

監理技術者となり得る資格表　（４／４）

◎：特定建設業　及び　一般建設業の営業所専任技術者　となりうる資格

○：一般建設業の営業所専任技術者　となりうる資格

□指定建設業

※１　平成２７年度までの合格者は、合格後の解体工事に関する１年以上の実務経験を有すること又は登録解体工事講習の受講していることが必要。
（「登録解体工事講習」とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいう。）
１級土木施工管理技士《13》、２級土木施工管理技士（土木）《14》、１級建築施工管理技士《20》、２級建築施工管理技士（建築）《21》、（躯体）《22》

※２　当面の間、合格後の解体工事に関する１年以上の実務経験を有すること又は登録解体工事講習の受講していることが必要。
技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））《41》、《42》

※３　２級の場合、とび・土工工事業については「とび工事」に関し、解体工事業については「解体工事」に関し、合格後の実務経験を要する。
職業能力開発促進法「技能検定」とび・とび工《57》

（《》内は資格コードを表す。）

【備考】

・資格コード「54」（衛生工学「汚物処理」）は昭和５７年総理府例第３７号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
・表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。
・平成１６年４月１日時点で２級の技能検定に合格していた者は、”３年の実務経験”を”１年の実務経験”とする。
・資格コード「01」「02」且つ指定建設業以外の○印のもので、法第１５条２号ロに該当する者は特定建設業の営業所専任技術者となりうる。
・資格コード「61」（地すべり防止工事士）とは、地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。
・資格コード「62」（建築設備士）とは、建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
・資格コード「63」（計装士(1級)）とは、建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う１級の計装士技術審査が該当する。
・資格コード「40」（基礎施工士（基礎ぐい工事））とは、基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。
・資格コード「60」（解体工事施工技士）とは、解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。
・資格コード「88」の「塗装」について、昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当する。
・平成28年6月1日時点において、とび・土工工事業の技術者要件を満たしていた者は、令和3年6月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされた（経過措置）。

監理技術者等となり得る資格表（基幹技能者）

資格区分	資格コード			建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	36	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者								○														○							
				登録橋梁基幹技能者					○						○																			
				登録造園基幹技能者																							○						
				登録コンクリート圧送基幹技能者					○																								
				登録防水基幹技能者																		○											
				登録トンネル基幹技能者					○																								
				登録建設塗装基幹技能者																	○												
				登録左官基幹技能者				○																									
				登録機械土工基幹技能者					○																								
				登録海上起重基幹技能者														○															
				登録ＰＣ基幹技能者					○							○																	
				登録鉄筋基幹技能者												○																	
				登録圧接基幹技能者												○																	
				登録型枠基幹技能者			○																										
				登録配管基幹技能者									○																				
				登録鳶・土工基幹技能者					○																								
				登録切断穿孔基幹技能者					○																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																			○										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									○				
				登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																			
				登録建築板金基幹技能者							○								○														
				登録外壁仕上基幹技能者				○													○	○											
				登録ダクト基幹技能者									○																				
				登録保温保冷基幹技能者																					○								
				登録グラウト基幹技能者					○																								
				登録冷凍空調基幹技能者									○																				
				登録運動施設基幹技能者					○								○										○						
				登録基礎工基幹技能者					○																								
				登録タイル張り基幹技能者										○																			
				登録標識・路面標示基幹技能者					○												○												
				登録消火設備基幹技能者																											○		
				登録建築大工基幹技能者			○																										
				登録硝子工事基幹技能者																○													
				登録土工基幹技能者					○																								
				登録発破・破砕基幹技能者					○																								
				登録圧入工基幹技能者					○																								
				登録送電線工事基幹技能者					○			○																					
				登録ＡＬＣ基幹技能者										○																			
				登録ウレタン断熱基幹技能者																					○								
				登録さく井基幹技能者																								○					

登録基幹技能者に関する注意事項

□ 指定建設業

・登録基幹技能者とは、建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。

・平成３０年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して１０年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を１０年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。

・登録基幹技能者講習修了証にて認定を行いますが、修了証に記載されている実務経験を有する建設業の業種のみ認められます（「土木」は除きます）。なお、登録建築大工基幹技能者については、建設業の業種が記載されていませんが、資格表のとおり「大工」の業種のみ認められます。

・平成３０年４月１日より修了証の様式が改正されましたが、認定に際しては旧様式でも可とします。しかし、登録橋梁基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録海上起重基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者については、新様式でないと認定できませんのでご注意ください。

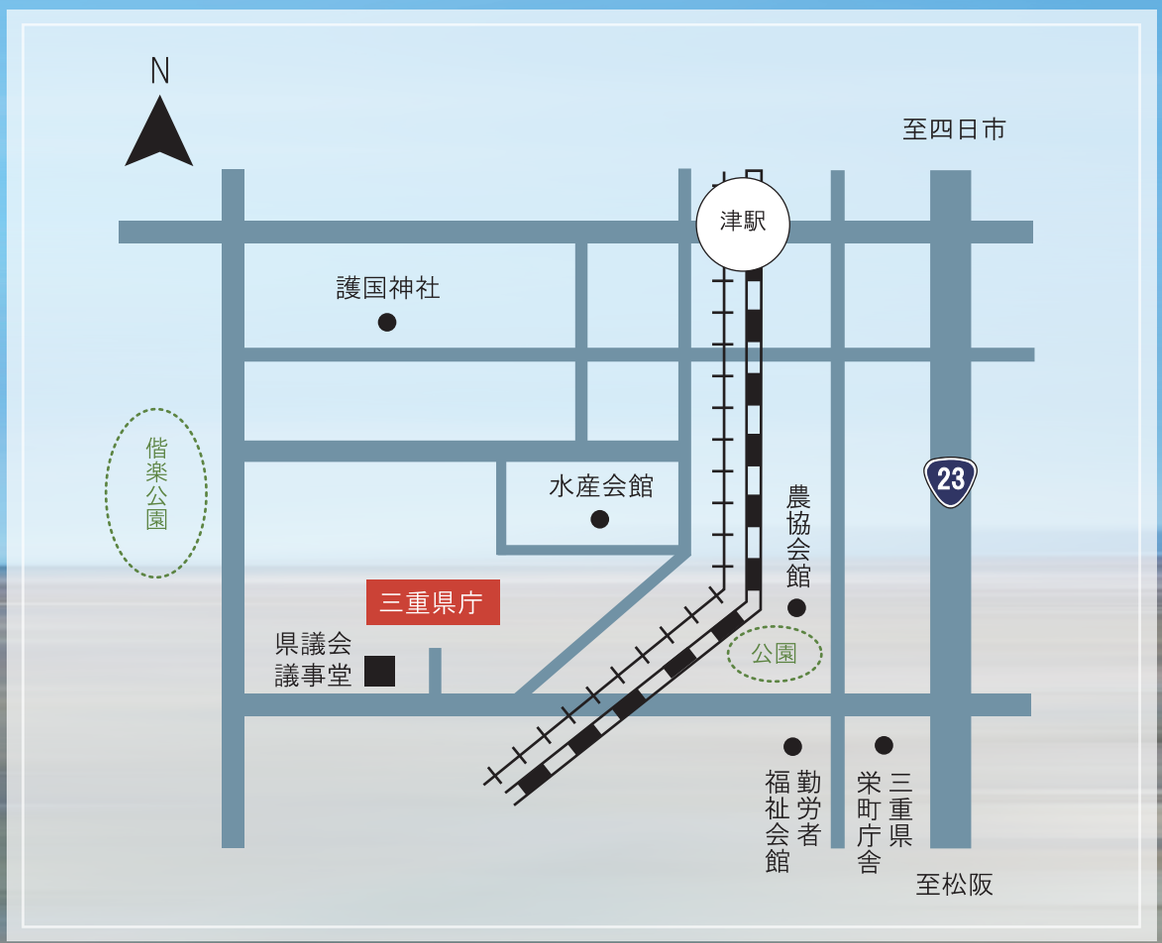

三重県 県土整備部 建設業課
https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
TEL:059-224-2660　FAX:059-224-3290
mail:kengyo@pref.mie.lg.jp

公式 Twitter はこちら

三重県県土整備部